

The Fifth Comprehensive Plan of 第五次東松山市総合計画
Higashimatsuyama City

「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」を目指して

緑豊かな環境にいだかれた私たちのまち東松山市は、東京都心から 約50kmという立地条件と恵まれた交通体系を背景に、比企地域の中心 都市として着実に発展を遂げてきました。

現在のわが国を取り巻く社会・経済情勢はかつてないほど大きく変化 し、地方においても地域が有する資源、魅力を生かしたまちづくりの推 進が最重要課題となりました。こうした背景の中、地域資源の宝庫であ



る本市にとっては、今まさにまちづくりを大きく進展させる絶好のチャンスと捉えています。

折しも昨年には、本市出身の梶田隆章博士がノーベル物理学賞受賞という快挙を果たされました。この偉業に市全体が大きな祝意に包まれ、多くの市民が「ノーベル賞受賞者のふるさとのまち」であることに誇りと希望を感じています。そのような中、改めて地域力・市民力を結集し、本市の持つ高いポテンシャルを最大限に生かし、埼玉の中心である東松山市から全国に元気を発信すべく、平成28年度(2016)から10年間の本市のまちづくりの指針となる「第五次東松山市総合計画」を策定いたしました。

本計画の核となる基本構想では、これまで進めてきた市民・事業者・行政による協働のまちづくりを更に発展させるため、まちづくりの基本理念を「みんなが笑顔 チャンスあふれる 安心で安全なまちづくり」とし、目指すべきまちの将来像を「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」としました。これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承しつつ、新たな総合計画に基づき、愛する郷土・東松山市の発展のため、着実かつ果敢に施策を進めてまいります。

結びに、計画の策定に当たりご尽力いただいた総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆様をはじめ、市民会議、地区別会議、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に深く感謝を申し上げるとともに、本計画の実現に向け、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年4月

東松山市長 森田 光一

目次

第1章 総論	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
3 社会状況の変化と時代の要請	
4 東松山市の概況 ····································	
5 東松山市の課題	
第2章 基本構想	13
1 目的と期間	14
2 まちづくりの基本理念	14
3 将来像	
4 まちづくりにおける市民・事業者・行政の役割	
5 将来の目標人口	
6 将来都市構造	
7 まちづくりの柱	21
8 地区別将来像	
第3章 前期基本計画	23
1 前期基本計画の概要	24
2 分野別計画の見方	25
3 施策体系図	26
4 分野別計画	30
1 子ども	30
1-1 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
1-2 乳幼児期における支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
1-3 学校教育の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
2 健康福祉	42
2-1 健康づくりの推進	43
2-2 保健·医療の充実 ····································	46
2-3 地域福祉と社会保障の充実	
2-4 高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-5 障害者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	3	環境	·· 60
		3-1 エコタウンの推進	·· 61
		3-2 癒やしの空間づくりの推進	·· 64
		3-3 資源循環の推進	·· 66
	4	生活基盤	70
		4-1 防災·減災対策と消防·救急の充実 ····································	·· 71
		4-2 安全で快適なまちづくりの推進	·· 74
		4-3 道路と上水道及び河川・下水道の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
		4-4 交通·防犯対策の推進 ····································	·· 82
	5	活性化	·· 84
		5-1 農業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·· 85
		5-2 商業の活性化	88
		5-3 産業振興と就労支援の充実	90
		5-4 観光の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
	6	協働	·· 96
		6-1 協働によるまちづくりの推進	·· 97
		6-2 人権·平和意識の高揚 ······	99
		6-3 生涯学習・生涯スポーツの推進	103
		6-4 文化·芸術の振興 ·····	108
		6-5 健全な行財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
5	地	区別計画の概要	116
	1	松山地区	117
	2	大岡地区	120
	3	唐子地区	123
			126
	5	野本地区	129
	6	高坂丘陵地区	132
	7	平野地区	135
ŝ	IJ.	ーディングプロジェクト	138
2	半	編 ······	139
1	筶	定経過	140
		たれた。 松山市総合計画審議会	
		松山市総合計画審議会委員	
			147
		ら 合計画策定チーム ····································	
J	NACY		10+



The Fifth Comprehensive Plan of Higashimatsuyama City

総論

策定の趣旨



本市では平成27年度を目標年次とする「東松山ビジョン〜第四次東松山市基本構想〜」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって各分野の施策を推進してきました。この間、本市を取り巻く環境は、全国的な少子高齢化や産業構造の変化などにより大きく移り変わっています。また、地方分権や地方創生の流れが加速する中、地方自治体には、より主体的で効果的な都市経営が求められています。

基本構想の法的な策定義務については、平成23年の「地方自治法」の一部改正により廃止されました。しかし、基本構想はまちづくりの長期的な展望を示すものであり、目指す将来像について、市民・事業者と共有する重要なものであることから、本市においては、引き続き基本構想を策定します。

また、基本構想に掲げる市の将来像を実現するための行政経営計画として基本計画を策定し、時代の流れに即応した総合的かつ戦略的な行政経営を推進します。

これらの基本構想と基本計画をあわせた「第五次東松山市総合計画」を、本市におけるまちづくりの最上位計画と位置付け、議会の議決を経て策定し、今後は、この総合計画に基づき市民・事業者・行政の協働により、新たなまちづくりを展開します。

2

計画の構成と期間



第五次東松山市総合計画は、基本構想と基本計画で構成されます。各分野の個別行政計画 や事業を具体化するための3か年実施計画は、総合計画に基づいて作成します。

1 基本構想(10年)

市民・事業者・行政が共有する基本的な構想で、まちづくりの基本理念や目指すべきまちの将来像、地区別将来像などを示します。

2 基本計画(前期5年・後期5年)

基本構想に掲げるまちの将来像を実現するため、行政の経営計画として分野ごとに施策を示します。

▶分野別計画

子ども・健康福祉・環境・生活基盤・活性化・協働の分野ごとに、市が取り組む施策を体 系的かつ総合的に示します。

▶地区別計画

地区別将来像の実現に向けて、地区ごとにまちづくりの考え方などを示します。

▶リーディングプロジェクト

将来像実現のため、特に推進する取組を示します。

3 個別行政計画

特定の行政課題に対応するための計画で、法令上の位置付けや計画の性格、期間などは個別に規定されており、総合計画を補完・具体化しています。

4 3か年実施計画

基本計画で示された施策を具体化するため、3か年実施計画を策定し、この実施計画に基づいて毎年度の予算を編成し、事業を実施します。計画期間は3年間で、毎年ローリング方式(※)で事業を見直します。



※ローリング方式……実施計画の内容と実績の違いを検証し、環境などの変化にあわせた施策・事業の部分的な見直し・修正 を定期的に行う手法

3

社会状況の変化と時代の要請



社会・経済情勢の大きな変動に伴い、地方自治体を取り巻く環境も急速に変化しています。 まちづくりの方向性を考えるうえでは、これらの流れを十分に捉える必要があります。ここ では、主な6点の課題について現状を整理します。

1 人口減少時代

日本は人口減少時代に突入しています。今後、この傾向は更に強まり、国立社会保障・人口問題研究所の平成24年1月の推計によると、平成22年に1億2,806万人であった日本の総人口は、平成42年(2030)には1億1,662万人となり、20年間で1千万人以上減少すると推計されています。平成26年5月には民間の有識者会議である日本創成会議が「消滅可能性都市」を発表するなど、人口減少は地方自治体の存亡を左右するといわれています。また、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)が減少する一方、高齢者人口(65歳以上)は増加すると推計されており、今後は人口減少と高齢化が同時に進んでいくと予想されています。こうした人口構造の変化は、医療や福祉をはじめ経済、教育などまちづくり全般に大きな影響を及ぼすため、日本版CCRC(※)など将来を見据えた政策が必要とされています。

※日本版CCRC(Continuing Care Retirement Community)……高齢者が必要に応じて医療や介護のサービスを受けながら、 自立した社会生活を送ることができる地域共同体

2 資源循環型社会の構築

近年、発展途上国を中心とした急速な人口増加、経済活動の拡大に伴うエネルギー消費の 増大などを背景とした気候変動が問題化し、京都議定書の締結を契機に、地球規模での温暖 化対策が求められ、「持続可能性」が大きな課題となっています。日本においても東日本大 震災以後の原子力発電所の稼働停止により、エネルギーをめぐる環境が大きく変化し、エネ ルギー政策の在り方について様々な議論が行われています。エネルギー資源が少ない日本に おいては、再生可能エネルギーの利活用の推進や多様なエネルギー源の確保に努めるととも に、一人ひとりが身近なことから行動し、ライフスタイルを変化させていくことで、資源循 環型社会を構築していくことが必要とされています。

3 安心・安全意識の高揚

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は東日本の太平洋岸一帯に甚大な被害をもたらし、私たちは自然の脅威を再認識するとともに、防災対策の見直しの必要性や地域のつながりの重要性を改めて実感するに至りました。また、台風の大型化やゲリラ豪雨による河川氾濫、竜巻、土砂災害など様々な自然災害が多発しているほか、食の安全を脅かす事件や

振り込め詐欺などの社会問題が発生しています。さらに、高度経済成長期に整備した公共施設や道路、上下水道などのインフラの老朽化も進んでおり、これらの課題に適切に対応していることが必要とされています。

4 高度情報化の進展

近年、情報技術の進展により、電気や水道と同様にICT(※)が日常生活に不可欠なインフラとなりつつあります。平成28年(2016)1月にマイナンバー制度の運用が開始されるなど、急速なICT化が進んでいますが、コンピューターウイルスなどによる情報漏えいも社会的に大きな問題となっています。これらに適切に対応しつつ、ICT化を進めることで保健や医療、福祉、教育など様々な分野でのサービス向上や地域経済の発展につなげていくことが必要とされています。

※ICT(Information and Communication Technology)……情報処理や情報通信、コンピューター、ネットワークなどに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスの総称

5 教育の重要性の高まり

教育は、子ども一人ひとりの人格の完成を目指すものであり、子どもたちが将来にわたって幸福な生活を営んでいくうえで不可欠なものです。近年、子どもの貧困問題など新たな課題が顕在化し、いじめや不登校など以前からの課題との因果関係が指摘されるなど、子どもたちを取り巻く環境は複雑化しています。また、将来の日本を担う人材を育てていくという使命もあり、国際化の進展や知識基盤社会(※)の到来など社会が急速な変化を遂げる中、教育の重要性はますます高まっています。子どもたちの自ら学び、考え、行動する力など「生きる力」を育むとともに、異文化を理解し、自文化を発信するグローバル人材を育成することが必要とされています。

※知識基盤社会……新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に 重要性を増す社会

6 地方創生の潮流

地方における産業構造の変化や人口減少などを解決するため、地方創生に向けた取組が求められています。平成26年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国を挙げて人口減少克服に取り組んでいくことが決定されました。今後、地方自治体はそれぞれの特色を生かし、自律した政策を進めることで、活力あるまちを創造していくことが必要とされています。

総 **4**

東松山市の概況

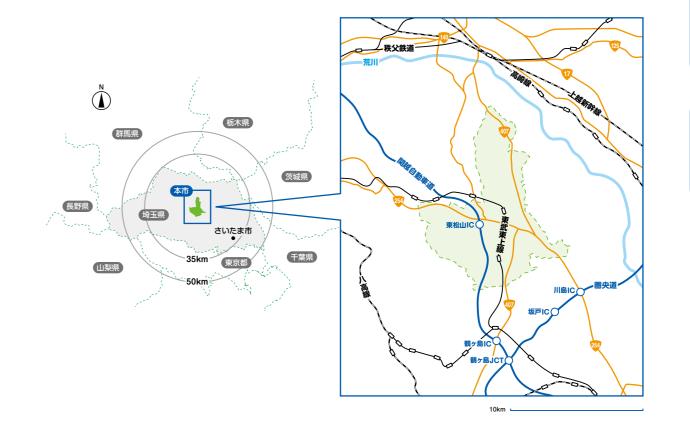


1 東松山市の位置と沿革

1位置

本市は、埼玉県のほぼ中央、東京都心から約50km、県都さいたま市からは約35km圏に位置しています。みどり豊かな丘陵地と平野部の間を大小の河川が流れ、変化に富んだ地形条件の中で、豊かな自然が育まれ、環境と調和を図りながら市街地が形成されてきました。

交通面では、都心までをおよそ 1 時間で結ぶ東武東上線の東松山駅と高坂駅があり、市民の通勤・通学の足として利用されています。また幹線道路は、国道 254 号が東西に横断するとともに、国道 407 号が南北を縦断しており、首都圏及び隣接する都市と連絡しているほか、関越自動車道・東松山インターチェンジもあり、近年は圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の整備が進むなど広域的な交通利便性に富んでいます。



2 沿革

本市は、昭和29年7月1日に比企郡松山町・大岡村・唐子村・高坂村・野本村の1町4村が合併し、県内で12番目の市として市制を施行しました。

市内には古代の住居跡や古墳が多く点在し、埼玉県内では初めて三角縁神獣鏡(三角縁陳 氏作四神二獣鏡)が発見されるなど長い歴史が東松山の地に刻まれていることが判明してい ます。

戦国時代には、松山城を中心として展開された戦乱に巻き込まれながらも松山本郷を中心 に発達し、「市(いち)」が開催されるなど、商業都市として繁栄しました。

その後、江戸時代には、日光脇往還と熊谷街道の交差点付近に松山宿が成立し、多くの人が行き交う宿場町として栄えました。

明治以後は比企地方の政治・経済の中心として発展し、昭和 10 年代の前半には大規模な工場が立地して工業の基礎が築かれました。昭和 40 年代以降は都市化が進み、昭和 50 年代初頭の関越自動車道・東松山インターチェンジの開通と東松山工業団地の分譲開始を契機として、市の工業は大きな発展を遂げました。

首都圏の拡大に伴って人口が増加し、現在は、東京近郊の住宅都市としての役割を担いつ つ、日本最大のウォーキングの祭典である「日本スリーデーマーチ」の開催地としてふさわ しい、花とみどりにあふれた調和ある都市を形成しています。



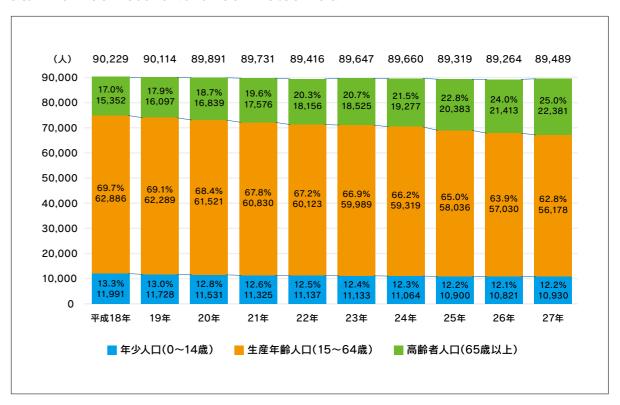
2 東松山市の人口動向

①総人口と年齢3区分別人口及び割合の推移

過去 10 年間の本市の総人口(各年4月1日時点の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計)の推移をみると、平成18年の90,229人から平成22年の89,416人まで緩やかに減少したのち、平成23年からはおおむね横ばいに推移をしています。

また、年齢構成の推移をみると、平成 18年の年少人口(0~14歳)13.3%、高齢者人口(65歳以上)17.0%から、平成27年にはそれぞれ12.2%、25.0%と少子高齢化が進行していることが読み取れます。【図表1】

図表1 総人口と年齢3区分別人口及び割合の推移



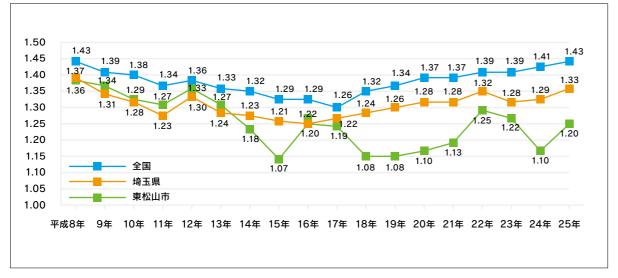
※小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、合計が100%にならない年があります。 出典: 東松山市年齢別人口統計表(各年4月1日現在)

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率(※)は、平成17年以降、全国・埼玉県の平均を下回っています。 全国では平成17年の1.26、埼玉県では平成16年の1.20を底に出生率の回復傾向が見られますが、本市では平成23年1.22、平成24年1.10、平成25年1.20と上昇・下降を繰り返している状況です。【図表2】

※合計特殊出生率……15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯で何人の子供を産むかを表す

図表2 合計特殊出生率の推移

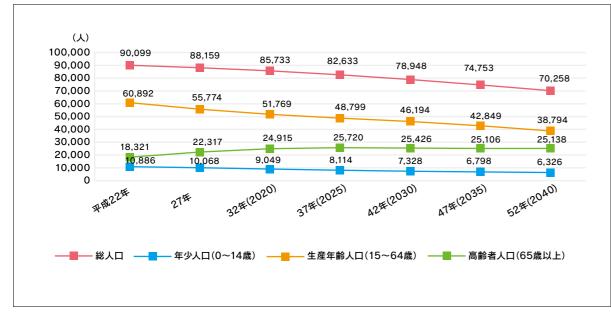


出典:埼玉県「合計特殊出生率の年次推移」

③総人口及び年齢3区分別人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の平成 25 年 3 月の推計によると、平成 22 年に 18,321 人であった本市の高齢者人口は計画終期の平成 37 年 (2025) には 25,720 人まで増加すると推計されています。一方、年少人口と生産年齢人口は減少すると見込まれており、前者は平成 22 年の 10,886 人から 8,114 人へ、後者は 60,892 人から 48,799 人へ、総人口では 90,099 人から 82,633 人まで減少すると推計されています。また、平成 37 年(2025) 以降も総人口の減少が見込まれており、平成 52 年 (2040) には 70,258 人まで減少すると推計されています。【図表 3】

図表3 総人口及び年齢3区分別人口推計



出典:国立社会保障·人口問題研究所 平成 25 年 3 月推計

東松山市の課題



本格的な人口減少・少子高齢時代が到来し、今後、行政経営や地域経済へも大きな影響を 及ぼすことが予想されます。そのような中で、本市の強みを生かしながら新たなまちづくり を進めるためには、課題を的確に捉えて施策に反映させることが重要です。社会情勢や将来 人口推計を踏まえ、現状の課題を次のとおり整理します。

1 人口減少社会への対応

全国的に人口減少が進む中、本市においては近年、人口が横ばい傾向で推移していますが、 今後は減少に転じると見込まれており、いかに定住を促進していくかが課題となっています。 このことから、総合的かつ戦略的なまちづくりに取り組み、まちの魅力を高めることにより、 誰もが住みたいと思えるまちを構築していくことが必要です。

2 子育てしやすいまちづくりと教育の充実

未婚化や晩婚化の進展、共働き世帯の増加など社会環境の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルがますます多様化しています。個人の価値観を前提としつつ、結婚・出産・子育てのそれぞれのステージで切れ目のない支援を実施することで、安心して子どもを育てられるまちを構築していくことが必要です。

また、教育機会の確保や教育水準の維持向上など教育を一層充実させることも求められています。学力の向上、豊かな心と健やかな身体の育成、いじめ・不登校防止対策など具体的な課題解決のため、学校を核として家庭・地域と連携・協力のもと教育行政を進め、心豊かな子どもたちが育つまちを構築していくことが必要です。

3 高齢者がいきいきと活躍できる環境の構築

高齢化の進行に伴い、医療、介護などの社会保障費が急激に増加しています。また、単身や高齢者のみの世帯も増加しており、高齢者が住み慣れた地域で健康で心豊かに過ごせる社会の実現が課題となっています。介護予防の推進や医療と福祉などの連携により健康寿命の延伸に取り組むとともに、豊富な経験と知識を持つ高齢者がまちづくりの担い手として、社会でいつまでも輝ける長寿のまちを構築していくことが必要です。

4 循環型社会の構築

モデル地区で集中的に推進してきたエコタウンプロジェクトの取組を全市的に広めていく ことが課題となっています。省エネ・創エネ・蓄エネの取組を進めるとともに、環境に関す る意識啓発や地球温暖化対策、ごみの減量とリサイクルを推進し、循環型社会を構築してい くことが必要です。

また、緑地・公園は、市民生活に欠かすことのできない憩いの空間です。市の財産である里山・緑地・水の保全と計画的な公園整備による、みどりと調和したまちづくりが必要です。

5 快適で災害に強い地域づくり

公共施設や道路、上下水道などインフラの老朽化への対応や様々な自然災害に対する生活 基盤の整備が課題となっています。高度経済成長期を中心に整備した各種インフラの老朽化 が進む中、東日本大震災を契機に高まった市民意識を生かしながら、防犯や交通安全対策な どを含めた総合的な安全のまちづくりを進めていくことが必要です。

6 産業の振興と雇用の創出

産業の振興は、まちの元気に大きな影響を及ぼし、雇用にも直接的に反映されますが、本市の産業に関する製造品出荷額、年間商品販売額、農業就業人口等の統計データは、いずれの値も減少傾向にあり、産業の活性化を図ることが求められています。

また、企業誘致の推進により活性化が図られつつありますが、より大きな効果につなげるため、起業者や既存企業に対する支援、企業間の連携の推進が必要です。

さらに、農業を取り巻く環境も厳しく、農地集約による効率化や付加価値の高い農産物の 生産・販売が課題となっています。農地集約と適地適作を推進するとともに、地元農作物の ブランド化や販売方法の多様化などの取組により、農業が元気になるまちづくりが必要です。

7 地域資源の活用と連携による活性化

本市には箭弓稲荷神社や岩殿観音、埼玉県こども動物自然公園、東松山ぼたん園などの観光資源や、やきとり、梨といった名物、また、日本最大のウォーキングの祭典である「日本スリーデーマーチ」など、多彩な地域資源があります。しかし、それぞれが独立し、相互の連携が進んでいないため、生かしきれていないという課題があります。これらを有機的に結び付け、全体として大きな魅力につなげていくことで、更なる東松山らしさを創出し、まちの活性化を図ることが必要です。

^第2章 基本構想

The Fifth Comprehensive Plan of Higashimatsuyama City

目的と期間

3

基本構想

将来像



1 目的

急速な変化を続ける社会情勢に対応しながら、まちづくりの基本理念や将来像などを市民・ 事業者・行政が共有し、持続可能なまちづくりを進めていくことを目的とします。

2 期間

構想の期間は、平成 28 年度(2016)から平成 37 年度(2025)までの 10 年間とします。

基本構想

2

まちづくりの基本理念

まちづくりとは、まちで起こる多種多様な問題を、市民・事業者・行政が協力して解決していく永続的取組そのものといえます。まちづくりの基本理念は、その過程を支える基本的な考えや姿勢を示すものです。

本格的な少子高齢社会の到来により、人々の暮らしに様々な影響を及ぼすことが予想される今こそ、市民一人ひとりが笑顔で過ごせる安心で安全なまちづくりが求められています。

子どもたちが元気に学び・遊び、医療や福祉が充実していて、いつまでも健康でいられる 安心のまち。豊かな自然環境のもと、みんなに優しい都市基盤が整備され、快適に暮らせる 安全なまち。そんなまちづくりが大切です。

また、本市のポテンシャルを最大限に生かした、活力あるまちづくりも求められています。 本市が持つ強み、魅力ある地域資源や自然、良好な交通アクセスなど恵まれた環境をチャンスと捉え、誰もがチャンスを生かし、チャレンジできる可能性に満ちたまちづくりを推進していきます。そして、地域内での人のつながりや経済の好循環を実現し、地域の元気を創造していきます。

市民一人ひとりが笑顔で過ごすことができ、自分なりのチャンスを生かせる安心・安全の まちを実現するために、まちづくりの基本理念を次のように定めます。

> みんなが笑顔 チャンスあふれる 安心で安全なまちづくり

まちづくりの基本理念に基づき、市民・事業者・行政がお互いの強みやコミュニティの絆を生かした協働のまちづくりを進めることで、本市の魅力を更に伸ばしていくことが必要です。また、比企地域の中心都市として、医療や福祉が充実し、都市基盤が整った便利で安心・安全なまち、産業が元気で多様な働き方が選択できるまち、観光客や学生など市内外問わず多くの人でにぎわうまちを目指し、活力と夢にあふれた東松山を創造するため、10年後の将来像を次のように掲げます。

住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山

編

第 2 章

基本構想

将来像

基本構想

まちづくりにおける市民・事業者・行政の役割

将来像の実現には「自助・共助・公助」の考え方による補完性の原則に基づき、誰もがまちづくりに参加すること、また、家族の絆、地域との関わり、人と人とのつながりが重視されるぬくもりある地域をつくっていくことが必要です。補完性の原則とは、個人や家庭でできることは個人や家庭で行い(自助)、自治会や市民活動団体など地域でできることは地域で行う(共助)、さらに、個人や地域では解決できないことを市町村をはじめとした行政が行う(公助)というもので、住民自治の優位性を示した考え方です。

私たちのまち・東松山を暮らしやすく魅力に満ちた地域に育てていくためには、市民・事業者が、それぞれの立場で、生活に身近な課題は自らの課題として認識し、解決する力を蓄えることが必要です。このことが、私たちの地域全体の価値を高めることにつながります。

市民

- ●公共サービスの「受け手」である とともに、自らがまちづくりの「担い 手」であることを認識し、様々なまち づくり活動に参画します。
- ●地域社会の一員であることを認識し、お互いに助け合います。

事業者

●自らの成長により地域経済の活性 化に寄与するとともに、地域社会の 構成員として様々なまちづくり活動 に参画します。

屬動分野

- ●市民・事業者と一緒にまちづくりを 考え、まちに元気と魅力を創造する政 策を展開します。
- ●地域ごとの実情や市民の声を把握し、適正な行政サービスを提供します。

行政

市民・事業者・行政が信頼関係のもと、役割と責任を担い、お互いの力を発揮し合いながら連携・協力して、市の魅力を高めていきます。

基本構想

将来の目標人口



総務省統計局によると、日本の総人口は、平成20年の1億2,809万9千人をピークに減少が続いており、今後もこの傾向が続く見込みです。本市においても同様の傾向が見られ、国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月の推計によると、平成27年に89,489人であった総人口は、本計画の目標年次である平成37年(2025)には、82,633人まで減少すると推計されています。

人口は、まちのにぎわいや活力を創出するための根幹であり、最も重要な要素です。国の地方創生の考え方を的確に捉え、人口の自然増減・社会増減への対応を十分に考慮しながら、総合計画に基づいた魅力あるまちづくりを推進し、人口減少に歯止めをかけることを目指し、平成 37 年 (2025) における人口 87,000 人を目標とします。

目標人口 87,000人

将来都市構造



将来都市構造とは、将来像の実現を目指すとともに、まちづくりの骨格を示すため、本市の特徴と将来への展望を見据え、目指すべき都市の姿を概念的に表すものです。

1 基本的な考え方

土地は、古(いにしえ)より限られた貴重な資源であるとともに、自然や歴史、文化を育み、市民の安心で安全な生活を支える基盤となるものです。

市域の均衡ある発展を図るためには、将来の目指すべき都市構造を明確にしたうえで、総合的かつ計画的な土地利用を推進することが必要です。

本格的な少子高齢社会を迎える今、拡大型の都市形成ではなく、都市機能の集約化を図りながら、地域の資源や整備済みの都市基盤を有効活用することにより、首都近郊の地方都市としての優位性を高めていくことが大切です。

そのため、次に掲げる6点を将来の都市構造の基本的な考え方として、まちづくりを進めていきます。

将来都市構造の基本的な考え方

- 1 東松山駅周辺を「まちの核」、高坂駅周辺を「まちの副次核」とする。
- 2 市街化区域を「市街地ゾーン」とする。
- 3 市街化区域に接する市街化調整区域を「緑住ゾーン」とする。
- 4 「緑住ゾーン」を除く市街化調整区域を「田園ゾーン」とする。
- 5 特徴的な都市の機能等を担う地域を「拠点」とする。
- 6 「核」や「拠点」の連携や広域的なアクセス等において重要な役割を担う道路や河川を「軸」とする。

2 将来都市構造

① 「核」 — "まちの核" "まちの副次核"

産業、文化、行政等の都市機能の集積を図り、都市活動の中心となる場所。

②「ゾーン」―"市街地ゾーン""緑住ゾーン""田園ゾーン"

都市機能をバランス良く配置し、市民生活や環境に配慮した土地利用を推進するために市 域を区分けしたもの。

③ 「拠点」—"地域の拠点""みどりの拠点""産業の拠点"

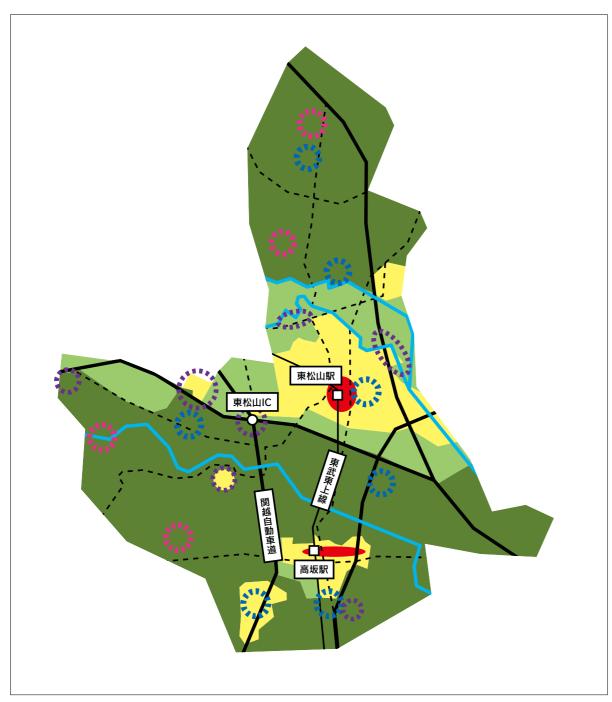
特徴的な都市機能を有する地域。

④ 「軸」—"広域連携軸""地域連携軸""河川軸"

周辺都市との交流や産業活動を支える道路、みどりの連続性が維持される河川など。

	区分	方 針
① 核	まちの核	本市のみならず、比企地域の玄関口にふさわしい高水準の都市機能を備え、交通結節機能の 強化や居住、文化・交流、商業・業務など多様な機能の複合化・高度化を図り、都市の発展を牽 引する都市機能の集積地をまちの核と位置付けます。
	まちの副次核	"まちの核"を補完しながら、利便性の高い生活拠点として、高水準の交通サービスが確保され、 一定の都市機能や生活機能の集約を図る地域をまちの副次核と位置付けます。
	市街地ゾーン	将来の人口推移や社会経済動向を的確に反映しながら、住宅の需要等の社会ニーズに応じた 計画的な土地利用を誘導する地域を位置付けます。
② ゾーン	緑住ゾーン	秩序ある土地利用を推進し、みどりとゆとりある居住環境の調和を図りながら、地域の特性 に応じた機能の誘導を図る地域を位置付けます。
	田園ゾーン	無秩序な市街地の拡大を抑制し、優良農地と豊かな自然の保全に努めながら、みどり・農・住の良好な関係を維持・推進する地域を位置付けます。
③ 拠 点	地域の拠点	地域レベルでの生活機能を維持するため、行政・生活サービスのための機能の集約を図る地域の拠点を位置付けます。
	みどりの拠点	自然豊かな本市の特徴を生かした、憩い・スポーツ・観光の中心となるみどりの拠点を位置付 けます。
	産業の拠点	産業の振興を図るため、工業・流通系産業の集積地や新たに産業の誘導を図る産業の拠点を 位置付けます。
	広域連携軸	都市間を結び、周辺市町村との交流や産業活動を支える役割を担う道路を広域連携軸として 位置付けます。
軸	地域連携軸	広域連携軸を補完し、市域を有機的に結ぶ道路を地域連携軸として位置付けます。
	河川軸	連続的なみどりが維持され、潤いと安らぎを与える河川を河川軸として位置付けます。

〈将来都市構造図〉



凡例

核	ゾーン	拠点	軸	
	市街地ゾーン	地域の拠点	広域連携軸	
ま ち の 核 まちの副次核	緑住ゾーン	みどりの拠点	地域連携軸	
0.300,000	田園ゾーン	産業の拠点	河川軸	

まちづくりの柱



将来像を実現するために6つの「まちづくりの柱」を定め、総合的かつ戦略的にまちづくりを進めます。

1 子どもたちが健やかに成長する 学びのまち (子どもの分野)

子育てしやすい環境整備や乳幼児期、小・中学校における教育の充実を図るとと もに、子どもたちが地域の中で健やかに成長する環境を整えることで、元気な子ど もが育つ学びのまちを目指します。

2 誰もが自分らしく輝ける 健康長寿のまち (健康福祉の分野)

医療や福祉、介護などの連携を進めるとともに、幅広い世代で健康づくりに取り 組み、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも心も身体も健康で自分らしく輝ける健 康長寿のまちを目指します。

3 自然と調和する 環境未来・エコのまち (環境の分野)

省エネや創エネ、蓄エネの更なる取組を進めるとともに、ごみの削減とリサイクルを推進することで資源循環型の環境未来・エコのまちを目指します。また、豊かな自然環境の保全と活用により、誰もが癒やしを感じられる自然と調和したまちを目指します。

4 快適に暮らせる 安全のまち (生活基盤の分野)

計画的な土地利用や各種インフラの整備と適正な維持管理を進めるとともに、防犯や交通安全対策、防災・減災対策を充実することで、誰もが快適に暮らせる安全のまちを目指します。

5 元気で活力のある にぎわいのまち (活性化の分野)

農業・商業・工業の振興を図るとともに、積極的に企業誘致を推進することで、 元気で活力あるまちを目指します。また、市内に点在する観光資源の有機的な活用 を進め、多くの人が市外から訪れるにぎわいのまちを目指します。

6 人と地域がつながる 支え合いのまち (協働の分野)

地域活動や地域における人づくりを支援するとともに、地域の特徴を生かしたまちづくりを推進し、人と地域がつながる支え合いのまちを目指します。また、複雑化・専門化する行政需要に適切に対応するため、効率的な自治体経営を進めるまちを目指します。

基本構想

地区別将来像



市民ニーズが多様化・複雑化する中、行政単独のまちづくりには限界が生じており、市民・事業者・行政が連携・協働して市の魅力を高めていくことが求められています。そのためには、各地区において地域人材と資源を生かし、特色あるまちづくりを進め、市民一人ひとりの思いや活動をつなげていくことが必要です。本計画では目指すべき地区の姿を地区別将来像として基本構想に掲げ、その実現のための取組を地区別計画として基本計画で定めます。ここでは、地区別将来像を次のように掲げます。

松山地区	市の玄関口にふさわしい 活気とにぎわいにあふれるまち
大岡地区	四季を感じて楽しめる 人と自然が調和するまち
唐子地区	自然と産業が調和する中で 豊かな心が育まれるまち
高坂地区	伝統と計画的なまちづくりが調和する にぎわいのまち
野本地区	美しい田園景観にいだかれた 農業と歴史のまち
高坂丘陵地区	豊かな自然と良好な住環境の中で 人々の交流が育まれるまち
平野地区	梨の里と良好な住環境が調和する みどり豊かなまち

第3章 前期基本計画

The Fifth Comprehensive Plan of Higashimatsuyama City



前期基本計画の概要



1 前期基本計画とは

前期基本計画は、基本構想に掲げた将来像実現のための具体的な施策を体系立てて整理しているもので、「分野別計画」、「地区別計画」、「リーディングプロジェクト」で構成されます。

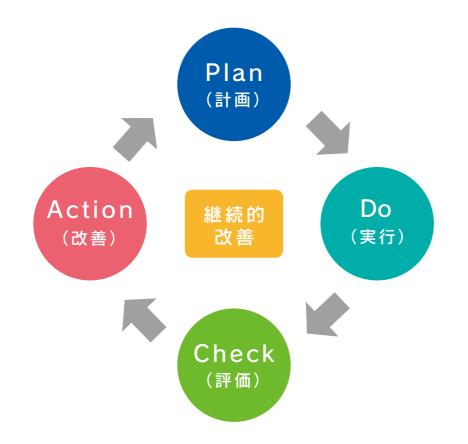
2 計画期間

計画の期間は、平成 28 年度 (2016) から平成 32 年度 (2020) までの 5 年間とします。

3 計画の推進と評価

基本計画を効果的かつ効率的に推進し、目標の達成度を確認しながら事業を実施するため、3か年実施計画を作成してPDCAマネジメントサイクルを継続することにより、改善活動と進行管理を実施しながら、目標達成を目指します。

また、3か年実施計画を東松山市総合計画審議会における評価に付すとともに、ホームページなどを通じて公表します。



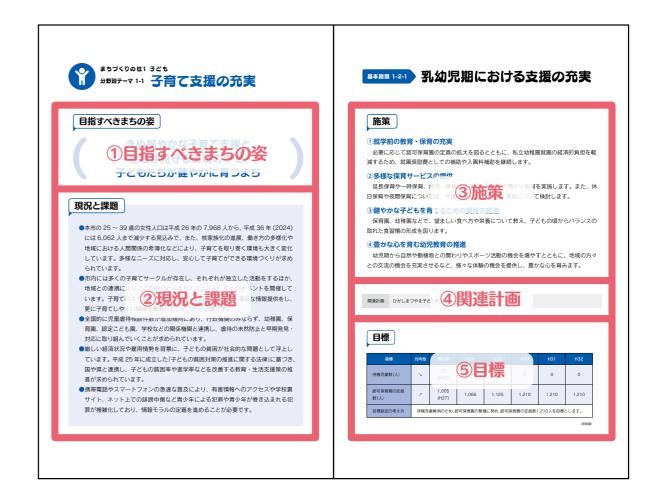
前期基本計画

分野別計画の見方



分野別計画は、基本構想における「まちづくりの柱」を具体的に示したもので、将来像実現に向けた施策を体系的かつ総合的に示します。各項目の内容については、以下のとおりです。

①目指すべきまちの姿	将来実現すべき状態、あるべき姿を掲げます。
②現況と課題	時代の潮流や国の動向、市の現況と課題を整理します。
③施策	計画期間中に市が主に実施していく取組を体系的に示します。
④関連計画	関連する計画を整理します。
⑤目標	基本施策の取組の達成度を判断するための指標を目標として掲げます。



前期基本計画

施策体系図



まちづくり の柱	目指すべきまちの姿	分野別テーマ	基本施策	施策
1 【子ども】 子どもたちが健	きめ細やかな子育て支 援と地域が見守る環境	1-1 子育て支援の 充実	1-1-1 子育てしやすい 環境づくり	①子育て支援の充実 ②子育て相談·情報提供の充実 ③児童虐待·DVなどへの対応 ④子育て家庭への経済的支援
1 【子ども】 子どもたちが健やかに成長する	の中で、子どもたちが 健やかに育つまち		1-1-2 青少年の 健全育成	①非行防止の取組の充実 ②有害環境の排除
する 学びのまち	仕事と子育てが両立で き、子どもたちを安心 して育てられるまち	1-2 乳幼児期における 支援の充実	1-2-1 乳幼児期における 支援の充実	①就学前の教育・保育の充実 ②多様な保育サービスの提供 ③健やかな子どもを育てるための 食育の推進 ④豊かな心を育む幼児教育の推進
	学校・家庭・地域の協力 のもと、子どもたちが	1-3 学校教育の充実	1-3-1 学校教育の充実	①確かな学力の確立 ②社会性が身に付く教育の実践 ③教員の資質・能力の向上 ④相談体制の充実
	学び・育つまち		1-3-2 教育環境の整備	①安心で快適な学習環境づくり ②地域に根ざした学校づくり ③学校給食の充実
2 【健康福祉】 誰もが自分らしく輝ける 健康長寿のまち	毎日の健康づくりによ り、生涯を通じて元気 に暮らせるまち	2-1 健康づくりの推進	2-1-1 健康づくりの推進	①ライフステージに応じた健康づくりや 疫病予防のための各種サービス提供 ②歯科口腔保健の推進 ③ウォーキングによる健康づくりの推進 ④食育の推進 ⑤がん検診等の推進
	病院間や病院と関連機	2-2 保健・医療の充実	2-2-1 保健・医療体制の 充実	①医療・福祉・介護の連携強化 ②医療機関同士の連携強化 ③かかりつけ医の普及と適切な 医療機関情報の提供
	関との連携が進み、必 要な医療サービスが受 けられるまち		2-2-2 市民病院の充実	①医療サービスの充実と病床機能の明確化 ②新たな改革プランに基づく主体的な 経営管理の推進 ③地域を視野に入れた積極的な アプローチの展開 ④施設・設備の充実と活用

まちづくり の柱	目指すべきまちの姿	分野別テーマ	基本施策	施策
2 【健康福祉】	自助・共助・公助によ る取組により、住み慣 れた地域でいきいき と暮らせるまち	2-3 地域福祉と社会保 障の充実	2-3-1 地域福祉の推進	①地域社会のネットワーク化の推進 ②関係団体の活動支援 ③地域福祉の担い手の育成 ④権利擁護の推進
			2-3-2 社会保障の充実	①生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正な運営 ②国民健康保険制度の安定的運営 ③後期高齢者医療制度の安定的運営 ④国民年金事務の円滑な運営
	高齢者がいきがいを 持ち、元気に暮らせる まち	2-4 高齢者福祉の充実	2-4-1 高齢者支援の 充実	①いきがいづくりと社会参加の推進 ②健康づくりと介護予防の推進 ③認知症施策の推進 ④介護保険制度の適正な運営
	障害のある人もない 人も、個性と能力を発 揮し自分らしく安心 して暮らせるまち	2-5 障害者福祉の充実	2-5-1 障害者支援の 充実	①すべての市民がともに暮らす社会の実現 ②障害者に対する生活支援の充実 ③障害者の就労支援の充実
3 【環境】 自然と調和する 環境未来・エコのまち	省エネや創エネの取 組が浸透し、地域内で エネルギーが循環す るエコのまち	3-1 エコタウンの推進	3-1-1 エコタウンの推進	①創エネ·蓄エネの推進 ②省エネの継続的な取組 ③エコタウンの普及啓発
	公園や里山、親水空間 など憩いの場の整備 が進み、潤いあるみど りがあふれるまち	3-2 癒やしの空間づく りの推進	3-2-1 癒やしの空間整備 の推進	①里山・緑地・水の保全と活用 ②公園の計画的な整備 ③親水空間の整備と有効活用
	一人ひとりが身近な 環境問題に取り組む、 資源循環型のまち	3-3 資源循環の推進	3-3-1 循環型社会の構築	①地球温暖化対策の充実 ②ごみの減量とリサイクルの推進 ③環境に対する普及啓発 ④新たなごみ処理施設の建設

まちづくり の柱	目指すべきまちの姿	分野別テーマ	基本施策	施策
4 【生活基盤】	防災力が強化され、消 防・救急の体制が整った、 安全に暮らせるまち	4-1 防災・減災対策と 消防・救急の充実	4-1-1 防災・減災のまち づくりと消防・救 急の充実	①災害に対する備えの充実と地域防災力の強化②災害に強いまちづくり③災害に対する意識の向上④危機管理体制の充実・強化⑤消防・救急業務の充実
安全のまち	市街地の利便性や安全 性が向上した、秩序ある 快適なまち	4-2 安全で快適な まちづくりの推 進	4-2-1 計画的なまちづ くりの推進	①計画的なまちづくりの推進 ②東松山駅周辺の整備 ③高坂駅周辺の整備 ④市街地の整備 ⑤良好な住宅・住環境の整備
			4-3-1 道路の整備	①安全で快適な道路の整備と維持管理 ②橋梁の適正な維持管理
	道路や上下水道などの	4-3 道路と上水道及 び河川·下水道の 整備	4-3-2 上水道の整備	①安全な水道水の提供 ②経営の効率化
	都市インフラが整い、快適に暮らせるまち		4-3-3 河川·下水道の整 備	①準用河川新江川の計画的な改修及び 市街地の雨水対策②公共下水道の計画的な整備及び適正な 維持管理③合併処理浄化槽への転換の促進
	一人ひとりの防犯意識 が高まった、交通事故と 犯罪が少ないまち	4-4 交通·防犯対策の 推進	4-4-1 交通・防犯対策の 推進	①交通安全に向けたインフラなどの整備 ②交通安全意識の啓発 ③防犯設備の整備と防犯意識が高いまち づくり
5 【活性化】	安全な農産物づくりと ブランド化が進み、収益 性の高い農業が営まれ るまち	5-1 農業の振興	5-1-1 農業の振興	①農業生産基盤の整備 ②農業の担い手の育成・確保 ③農産物のブランド化と収益性の高い 農業の実現 ④地産地消の推進と関連産業の活性化
にぎわい	中心市街地ににぎわいと活気があふれるまち	5-2 商業の活性化	5-2-1 商業の振興	①商店街活性化の促進 ②空き店舗対策の推進 ③経営基盤安定化への支援
のまち	産業が元気で、安心して 働き続けられるまち	5-3 産業振興と就労 支援の充実	5-3-1 産業振興と就労 支援の充実	①強みを生かした企業誘致の推進 ②既存企業への支援の充実 ③創業に対する支援の充実 ④勤労者・就労支援の充実
	戦略的なPRや観光資源 の連携により、多くの観 光客が訪れるまち	5-4 観光の振興	5-4-1 観光の振興	①観光資源の再発見 ②市民の意識改革と観光資源の有機的結合 ③戦略的なPR活動の推進 ④広域連携体制の充実

まちづくり の柱	目指すべきまちの姿	分野別テーマ	基本施策	施策
6 【協働】	市民・事業者・行政がお 互いに対等な立場で協 力し合い、特色ある取組 を進めるまち	6-1 協働によるまち づくりの推進	6-1-1 市民参加の促進	①自治会やハートピアまちづくり協議会を中心とする各地区による地域活動の推進 ②関係団体と協働のまちづくり
:る 支え合いのまち	市民一人ひとりの人権 が尊重され、いきいきと	6-2 人権・平和意識の 高揚	6-2-1 人権意識の高揚	①人権意識の向上 ②人権教育の推進 ③男女共同参画社会の推進
のまち	幸せに生活できるまち		6-2-2 平和意識の高揚	①平和意識の醸成 ②戦時体験の継承
	生涯にわたり学習やス ポーツに親しみ、いつま でも健康で心豊かに暮 らせるまち	6-3 生涯学習・生涯ス ポーツの推進	6-3-1 生涯学習の推進	①社会教育の充実と自主的な学習の推進 ②図書館の充実
			6-3-2 生涯スポーツの 推進	①ライフステージに応じた スポーツ活動の推進②ウォーキングの推進と 日本スリーデーマーチの充実③スポーツを楽しむ環境づくりの推進
	歴史資産の保全・活用や 市民の自主的な芸術文 化活動が進んだまち	6-4 文化・芸術の振興	6-4-1 文化·芸術の振興	①文化·芸術活動の促進 ②国際交流の推進
			6-4-2 文化財保護	①文化財の保全と活用 ②地域の歴史や文化の啓発
	社会状況の変化に柔軟 に対応する、健全な行財 政運営のまち	6-5 健全な 行財政運営	6-5-1 健全な 行財政運営	①健全な財政運営と効果的な予算執行 ②広報広聴の充実による情報共有 ③公共施設の適正な維持管理の推進 ④適材適所の人事管理と人材育成

分野別計画



まちづくりの柱1



1-1 子育て支援の充実	₹·····	31
1-2 乳幼児期における	ら支援の充実	35
1-3 学校教育の充実		37



目指すべきまちの姿

きめ細やかな子育て支援と 地域が見守る環境の中で、 子どもたちが健やかに育つまち

現況と課題

- ●本市の25~39歳の女性人口は平成26年の7,968人から、平成36年(2024)には6,062人まで減少する見込みで、また、核家族化の進展、働き方の多様化や地域における人間関係の希薄化などにより、子育てを取り巻く環境も大きく変化しています。多様なニーズに対応し、安心して子育てができる環境づくりが求められています。
- ●市内には多くの子育でサークルが存在し、それぞれが独立した活動をするほか、 地域との連携により「このゆびと~まれ!フェスタ」などのイベントを開催して います。子育でのネットワークの連携強化を図るとともに、適切な情報提供をし、 更に子育てしやすい環境を構築していくことが必要です。
- ●全国的に児童虐待相談件数が増加傾向にあり、行政機関のみならず、幼稚園、保育園、認定こども園、学校などの関係機関と連携し、虐待の未然防止と早期発見・対応に取り組んでいくことが求められています。
- ●厳しい経済状況や雇用情勢を背景に、子どもの貧困が社会的な問題として浮上しています。平成25年に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、国や県と連携し、子どもの貧困率や進学率などを改善する教育・生活支援策の推進が求められています。
- ●携帯電話やスマートフォンの急速な普及により、有害情報へのアクセスや学校裏サイト、ネット上での誹謗中傷など青少年による犯罪や青少年が巻き込まれる犯罪が複雑化しており、情報モラルの定着を進めることが必要です。

基本施策 1-1-1 子育てしやすい環境づくり

施策

①子育て支援の充実

子どもと親が日々のコミュニケーションや遊びの中で親子関係を育み、「子育ち・親育ち」 していけるよう支援します。特に子育て支援の中核施設として、子育て支援センターの機能 を充実させるとともに、子育てに関わるサークルや子育てサロンなどの活動を応援します。 また、ファミリー・サポート・センターやパパ・ママ応援ショップの周知を進め、地域に

②子育で相談・情報提供の充実

おける多様な子育て支援の充実に努めます。

妊娠・出産・保育・教育・子育て支援サービスの相談に広く対応する「子育てコンシェルジュ」 を展開することで多様化するニーズにきめ細やかに対応し、切れ目のない支援を行います。

また、親子の心理面をサポートする家庭児童相談室や子育て支援センターを中心とした相 談体制を充実させるとともに、子育てハンドブックやインターネットなどによる分かりやす い情報提供に努めます。

③児童虐待・DVなどへの対応

東松山市要保護児童対策地域協議会をはじめ、学校などの関係機関との連携を強化し、児 童虐待の未然防止と早期発見・対応に努めるとともに、子育てに悩む保護者などを対象とし た講座を開催し、育児の負担軽減や児童虐待の予防を図ります。

また、東松山警察署、埼玉県等と連携し、DVなどの暴力被害をはじめ、家族・夫婦間の 問題や女性特有の問題などについて相談しやすい環境の整備を進めます。

4子育で家庭への経済的支援

子育て家庭の生活安定と児童の健やかな成長のため、児童手当やこども医療費の支給を行 うとともに、経済的理由により小・中学校への就学、高校への進学が困難な家庭へ支援を行 います。

また、ひとり親家庭などの自立や子どもの福祉増進のため、児童扶養手当やひとり親家庭 等医療費の支給を行い、制度の周知に努めます。

関連計画 ひがしまつやま子ども夢プラン

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
子育て支援セン ター利用者数(人)	7	41,028 (H26)	42,000	42,000	42,500	42,500	43,000			
目標設定の考え方		子育てしやすい環境実現のため、子育て支援センターの機能を充実させ、子育て支援センターの 年間利用者数43,000人を目標とします。								
中学生以下の同居 家族がいる世帯に おいて、子育て環 境が整っていると 答える人の割合 (%)	1	47.0 (H25)	48.0	_	49.0	_	50.0			
目標設定の考え方	ニーズに対応した切れ目のない支援など子育て環境の充実に努め、市民意識調査において子育て世代の半分が「子育て環境が整っている」と回答することを目標とします。									

(子育て支援課)







子育て支援センターマーレ

35

墨本施策 1-1-2 青少年の健全育成

施策

①非行防止の取組の充実

青少年非行防止啓発活動である愛の一声運動や、青少年育成推進員、少年指導委員と連携 した中学校での朝のあいさつ運動などにより、非行防止の啓発を図り、青少年非行の未然防 止に努めます。

また、東松山警察署など関連機関との連携を強化するとともに、小・中学校において非行 防止教室を開催し、人を思いやる心の醸成や正しい知識の習得を進めます。

②有害環境の排除

青少年を対象に、喫煙や飲酒、危険ドラッグや覚せい剤などの薬物使用の危険性について の啓発活動を推進します。

また、関係機関と連携し、インターネットの長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な 利用による青少年の犯罪被害・トラブルを防止するための講座などを子どもと保護者を対象 に実施します。

関連計画 ひがしまつやま子ども夢プラン

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
愛の一声運動参加 者数(人)	1	1,439 (H27)	1,550	1,575	1,575	1,600	1,600			
目標設定の考え方		当事者である中学生や高校生の参加を促進するとともに、多くの関係者に参加してもらうことで、青少年の健全育成の意識を醸成し、愛の一声運動参加者数、年間1,600人を目標とします。								
刑法犯少年数(人) (少年人口1,000 人当たり)	`	5.5 (H26) 5.4 5.3 5.2 5.1 5.0								
目標設定の考え方		非行防止に関する取組を積極的に推進し、少年人口1,000 人当たりの刑法犯少年数を毎年減少させていくことを目標とします。								

(子育て支援課)



まちづくりの柱1 子ども

分野別テーマ 1-2 乳幼児期における支援の充実

目指すべきまちの姿

仕事と子育てが両立でき、 子どもたちを安心して育てられるまち

現況と課題

- ●少子化の進行により、異年齢の子どもたちの交流機会が減少するなど、子どもた ちの学び育つ環境が大きく変化しています。生涯にわたる人格形成の基礎を培う 幼児期における教育の充実が求められています。
- ●本市においては、認可保育園での通常保育のほか、一時保育や病児保育も実施し ています。核家族化や女性の社会進出が進み、また、ライフスタイルが多様化す る中、仕事と子育てが両立できるよう、ニーズに対応した保育環境を整備してい くことが求められています。
- ●近年、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立つようになり、肥満や生活習慣病の増加 などの一因となっています。子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改め ることは困難なため、食育の充実や運動習慣づくりが重要です。
- ●幼児は生活や遊び、スポーツなど直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的 な発達を遂げます。学習意欲や好奇心を養い、創造力が豊かな子どもを育てるため、 様々な経験の機会を充実させていくことが必要です。

基本施策 1-2-1 乳幼児期における支援の充実

施策

①就学前の教育・保育の充実

必要に応じて認可保育園の定員の拡大を図るとともに、私立幼稚園就園の経済的負担を軽 減するため、就園奨励費としての補助や入園料補助を継続します。

②多様な保育サービスの提供

延長保育や一時保育、病児・病後児保育、幼稚園での預かり保育を実施します。また、休 日保育や夜間保育については、今後のニーズを見極め、実施について検討します。

③健やかな子どもを育てるための食育の推進

保育園、幼稚園などで、望ましい食べ方や栄養について教え、子どもの頃からバランスの 取れた食習慣の形成を図ります。

4豊かな心を育む幼児教育の推進

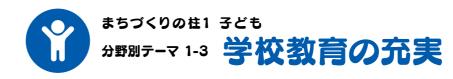
幼児期から自然や動植物との関わりやスポーツ活動の機会を増やすとともに、地域の方々 との交流の機会を充実させるなど、様々な体験の機会を提供し、豊かな心を育みます。

関連計画 ひがしまつやま子ども夢プラン

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32		
待機児童数(人)	7	12 (H27)	10	5	0	0	0		
認可保育園の定員 数(人)	1	1,005 (H27)	1,065	1,125	1,210	1,210	1,210		
目標設定の考え方	待機児	待機児童解消のため、認可保育園の整備に努め、認可保育園の定員数1,210人を目標とします。							

(保育課)



目指すべきまちの姿

学校・家庭・地域の協力のもと、 子どもたちが学び・育つまち

現況と課題

- ●近年、子どもの学力や学習意欲の低下が懸念されています。本市では、児童・生 徒向けリーフレット「家庭学習のすすめ」や教員向け冊子「学習指導スタンダード」 を独自に作成し、子どもの学力向上に努めてきました。急速な情報化や国際化など、 子どもたちを取り巻く環境が激しく変化する中、確かな学力を身に付けることは もとより、豊かな感性や社会性を育む教育が求められています。
- ●本市では「授業研究会」や「東松山師範塾―中堅教員研修会―」を通じて教員の 指導力向上に努めてきました。ベテラン職員の大量退職を迎えている現在、世代 間の技能伝承を円滑に進めていくことが求められています。
- ●全国的にいじめや不登校など、子どもの心の問題が顕在化しています。本市で は、総合教育センターで臨床心理士による相談を実施し、中学校に学校相談員を 配置するなど、児童・生徒や保護者に対する相談体制を強化してきました。今後も、 問題の早期発見・対応が可能な体制づくりが必要です。
- ●本市では、小・中学校施設構造部の耐震化と普通教室へのエアコンの設置が完了 するなど、安心で快適な学習環境づくりを進めてきましたが、施設や設備の老朽 化が進んでおり、維持修繕が欠かせません。また、少子化も進展していることから、 地域の実情に合った特色ある学校づくりを検討し、地域に根ざした学校としてい くことが求められています。
- ●「食」は子どもたちの豊かな人間性と健康な体を育むための基本です。近年、朝 食欠食などの食生活の乱れや肥満の増加などがみられ、学校教育においても、子 どもたちの生活や学習の基盤として「食」に関する指導を進めるとともに、給食 を充実させていくことが求められています。

基本施策 1-3-1 学校教育の充実

施策

①確かな学力の確立

子どもたちに基礎・基本的な学力を確実に身に付けさせるために、一人ひとりに応じたき め細やかな指導を充実させるとともに、近隣大学など地域の教育力を活用した学校支援ボラ ンティア体制の確立や土曜日寺子屋事業の推進により、学習内容の定着と学習習慣の確立を 図ります。

また、ICT化や国際化に対応できる能力を身に付けさせるため、情報教育と国際理解教 育の充実に努めます。

②社会性が身に付く教育の実践

体験活動や道徳教育、郷土教育などの充実により、児童・生徒の豊かな心の育成に努める とともに、体力向上のために指導の工夫改善を進めます。

また、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した小・中連携教育を推進するほか、 特別支援教育を支援します。

③教員の資質・能力の向上

新規採用教員や若手教員、中堅教員への指導・研修体制を確立し、教員の指導力の向上を 図ります。

また、生徒理解と指導力向上のための研修を実施するとともに、教職員自己評価、学校自 己評価を通して質の高い教員の育成を目指します。

4相談体制の充実

市立総合教育センターを核とした教育相談体制の充実と関係諸機関との連携を強化します。 また、「東松山市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいた教育活動への支援や「ふ れあい教室(適応指導教室)」の充実を図り、いじめ・不登校防止対策を推進します。

児童・生徒理解の視点に立った指導体制を確立し、関係諸機関との連携の強化、サポート チームの活用により、非行・問題行動防止対策を進めます。

目標

指標		方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32
全国学力・学習 状況調査の 全国平均を50 としたときの 本市の換算値	小6国		49.0 (H27)	49.4	49.8	50.2	50.6	51.0
	小6算	7	48.5 (H27)	48.9	49.3	49.7	50.1	50.5
	中3国		48.2 (H27)	48.6	49.0	49.4	49.8	50.2
	中3数		47.2 (H27)	47.8	48.4	49.0	49.6	50.2
目標設定の考	え方	確かな学力の確立のため教育内容の充実に努め、全国学力・学習状況調査の全国平均を50としたときの本市の換算値(※)で、小学6年生国語51.0、小学6年生算数50.5、中学3年生国語50.2、中学3年生数学50.2を目標とします。						
不登校	小学校		0.16 (H26)	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06
発生割合 (%)	中学校		2.66 (H26)	2.56	2.46	2.36	2.26	2.16
目標設定の考	え方			: (各学校の不登) (発生割合2.16		・ 小学校における ます。	5不登校発生割	合0.06%、

※東松山市平均正答率÷全国平均正答率×50





中学生リーダー育成道場

日本科学未来館見学

基本施策 1-3-2 教育環境の整備

施策

①安心で快適な学習環境づくり

小・中学校施設の天井材や外壁、照明器具等設備機器などの落下・転倒防止策を施し、非 構造部材の耐震化を進め、安全性を確保します。

また、施設の老朽化への対応として、排出する廃材物が少なく、改築と同等の効果を得ら れるような長寿命化改修方策について検討し、快適な学習環境づくりを進めます。

②地域に根ざした学校づくり

学校応援団の活動を充実させ、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するとともに、 親の学習など家庭教育の支援も充実させることで、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

③学校給食の充実

衛生管理を徹底し、調理環境の整備に努め、地場産物を活用した安心でバランスの取れた 栄養豊かな給食を提供するとともに、栄養教諭による授業や試食会等を通じ、児童・生徒及 び保護者に「食」の大切さを分かりやすく指導します。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32		
学校応援団登録者 数(人)	1	2,663 (H27)	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900		
目標設定の考え方		地域住民や保護者等に参加を広く促すことで、市全体として学校応援団を盛り上げていき、学校 応援団登録者数2,900人を目標とします。							
学校給食に使用し た東松山市産の 食材の割合(重量) (%)	7	19.3 (H26)	19.5	20.0	20.5	21.0	21.5		
目標設定の考え方		本市産の農産物をより多く学校給食に使用することによって、子どもたちが地域の食材に親しむ機会の充実を図り、食材の重量割合で21.5%を目標とします。							

(教育総務課·学校教育課)

分野別計画



まちづくりの柱2 健康福祉



2-1	健康づくりの推進…		43
2-2	保健・医療の充実 …		46
2-3	地域福祉と社会保障	の充実	50
2-4	高齢者福祉の充実		54
2-5	障害者福祉の充実		57



目指すべきまちの姿

毎日の健康づくりにより、 生涯を通じて元気に暮らせるまち

現況と課題

- ●近年、歯科口腔保健が生活習慣病など全身の様々な疾患に影響を与えていることが明らかになってきました。こうしたことから、本市では、平成26年12月に「東松山市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定しており、これに基づき歯科疾患の予防などによる口腔の健康の保持を推進することが求められています。
- ●本市では埼玉県や大東文化大学、武蔵丘短期大学など関係機関との連携による健康長寿プロジェクトを進め、毎日1万歩運動やプラス1000歩運動をはじめとするウォーキングを中心とした健康づくりを推進し、その効果を実証してきました。今後は、この取組を一人でも多くの市民に広げ、誰もが健康な社会を実現していくことが必要です。
- ●近年、ライフスタイルの多様化に伴い、不規則な食事による栄養の偏りや肥満、若い女性の過度の痩せ志向など、食をめぐる問題が複雑化しています。生活習慣病の予防や生活の質の向上、子どもたちの健やかな成長のために正しい知識の普及や食生活の改善が必要です。
- ●日本人の死因の半数以上を占めるのが生活習慣病であり、その中でも死因の1位である「がん」は、日本人の国民病ともいわれています。生活習慣病は、早期発見や治療によって発症や重症化を緩和させることが可能になってきましたが、本市の健康診査受診率は高くないため、生活習慣病健診やがん検診の受診を促進していくことが必要です。

基本施策 2-1-1 健康づくりの推進

施策

①ライフステージに応じた健康づくりや疾病予防のための各種サービス提供

市民が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活習慣病の予防、心身の健 康の保持増進を目的とした健康診査や健康相談、子どもの頃からの健康教育などライフス テージに応じた健康づくりを推進します。

また、母と子の保健については、両親学級、健康診査、予防接種等を実施することにより、 出生前から乳幼児期まで継続した支援を行うとともに、関係機関と連携し育児不安の軽減や 子育て支援に努めます。

②歯科口腔保健の推進

おいしく食べられ、楽しく会話ができることは、健康で豊かな生活を送るために大切なこ とから、歯と口の健康を保持増進することにより、健康寿命の延伸を目指します。具体的には、 「市民一人ひとりが生涯にわたって歯科疾患の予防や口腔機能の向上に努める」、「誰もが歯 科保健医療サービスを受けやすい社会環境の整備しの2つを基本の柱とし、ライフステージ 別に具体的な取組を推進します。

③ウォーキングによる健康づくりの推進

健康長寿埼玉モデル事業である毎日1万歩運動とプラス1000歩運動を継続するととも に、ウォーキングセンターや各地区市民活動センターで行うウォーキング事業を通じて、健 康づくりを推進します。

4)食育の推進

地域特性を生かした食育計画を策定し、関係団体と連携しながら、市民自らが正しい知識 と望ましい食習慣を習得できるよう食育の推進を図ります。

⑤がん検診等の推進

市民の生活習慣病の予防及びがんの早期発見に向け、コール・リコール事業を継続するほ か、様々な事業やイベント時に受診勧奨パンフレットを配布し、若者健診や各種がん検診の 受診率の向上に努めます。

関連計画 ひがしまつやま健康プラン 21

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32		
がん検診(大腸が ん)受診率(%)	1	14.5 (H26)	15.6	16.7	17.8	18.9	20.0		
目標設定の考え方		男女とも増加傾向にある大腸がんの早期発見のために受診勧奨を行うことにより、検診受診率20%を目標とします。							
予防のために定期 的に歯科受診して いる人の割合(%)	1	36.1 (H24)	_	_	43.0	_	_		
目標設定の考え方				方のため定期的 /21]の指標。54			3%を目標		

(健康推進課)



歯磨き指導 (青鳥小)

まちづくりの柱2 健康福祉 分野別テーマ 2-2 **保健・医療の充実**

目指すべきまちの姿

病院間や病院と関連機関との連携が進み、 必要な医療サービスが受けられるまち

現況と課題

- ●埼玉県の人口 10 万人当たりの病床数は、最も多い高知県の約3分の1、全国平均と比べても7割程度に留まっています。本市の場合、埼玉県平均を上回ってはいますが、近年は減少傾向にあります。こうしたことから、身近な地域において良質で安定した医療サービスを提供するためには、関係機関の機能分担と相互の連携を進め、限られた医療資源の全体最適化を図ることが必要です。
- ●高齢化の進展等に伴い、医療需要は今後、更に増加することが予想されます。医療や介護をはじめ様々なサービスや支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活することができるよう、福祉や介護との連携を強化し、医療サービスと福祉・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築することが求められています。
- ●市民の医療サービスに対する関心は高く、平成25年度の市民意識調査で重点的に取り組んでいくべき事業の第1位として市民病院などの医療サービスが挙げられています。医療に関する情報が氾濫する中で、誰もが適切な医療サービスを受けられるよう情報提供はもとより、地域における啓発活動に努めることが重要です。また、市民病院については、今後も地域の基幹病院としての役割を果たせるよう診療体制の充実を図る必要があります。

基本施策 2-2-1

保健·医療体制の充実

施策

①医療・福祉・介護の連携強化

在宅医療・介護連携の支援窓口として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、医療機関と介護サービス事業者など関係者の連携体制を整備します。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように総合的な支援を行う地域包括支援センターの機能強化を図ります。

②医療機関同士の連携強化

地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、医療機関の機能分担と相互の 連携を推進し、限られた医療資源の最大限の活用を図ります。

③かかりつけ医の普及と適切な医療機関情報の提供

高齢化による医療需要の増加と疾病構造の変化に対応するため、かかりつけ医の役割の重要性について普及啓発に努めるとともに、地域の医療機関に関する情報提供を充実し、症状や容態に応じて適切な医療サービスを受けられる環境の整備を図ります。

関連計画

東松山市新型インフルエンザ等対策行動計画、ひがしまつやま健康プラン 21、東松山市立市民病院改革プラン、東松山市地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、市民福祉プラン、東松山市障害福祉計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	Н30	H31	H32			
在宅医療・介護連 携支援センター相 談件数(件)	1	-	50	75	100	100	100			
目標設定の考え方		在宅医療を積極的に推進する医師の登録を増やすことで在宅医療·介護連携支援センターの年間相談件数100件を目標とします。								
かかりつけ医を持 つ市民の割合(%)	1	67.9 (H25)	70.0	_	71.0	_	72.0			
目標設定の考え方	在宅医療	療の推進・啓発を	を図ることで、か	かりつけ医を持	つ市民の割合7	2%を目標とし	ます。			

(社会福祉課・障害者福祉課・高齢介護課・健康推進課・市民病院)

基本施策 2-2-2 市民病院の充実

施策

①医療サービスの充実と病床機能の明確化

超高齢社会を迎える中、内科医の招へいを最優先に必要な人材の確保と養成に取り組むこ とで、高齢の患者を主体とする総合的な診療体制の充実に努めるとともに、時間外救急医療 の拡大を通じて、急性期病院としての機能の明確化を図ります。

同時に、地域の医療機関や関連施設との機能分担と相互の連携を更に推進し、2次医療圏 内唯一の公立病院として、地域医療構想の実現化に向け、先導的な役割を果たします。

②新たな改革プランに基づく主体的な経営管理の推進

新・公立病院改革ガイドラインに基づき、新たな改革プランを策定し、更なる経営健全化 に取り組むとともに、関連の大学や病院の意向を踏まえながら、再編ネットワーク化や経営 形態の見直しについても引き続き検討を進めます。

とりわけ、社会保障と税の一体改革の推進のもとで、経営環境が一段と厳しさを増す中、 医療政策と地域の医療ニーズの動向を的確に把握し、収益性の確保と向上を図るため、診療 報酬制度はもとより経営分析や情報システムに専門性を有する職員の採用・育成を行い、主 体的な経営管理体制の整備を進めます。

③地域を視野に入れた積極的なアプローチの展開

保健や介護の分野との連携を図りながら、予防医療の充実や地域へのアウトリーチ活動 (※)の展開に努め、市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、在宅の患者が急変した 際の受け皿となる後方支援機能を向上することで、地域包括ケアシステムの構築にも積極的 に貢献します。

また、近年の求人難に加え、今後、更なる消費税負担の増加も見込まれる中、アウトソー シングによる業務の効率化という方策自体を抜本的に見直し、人事評価や子育て支援等の制 度の拡充を通じて、キャリアアップとワーク・ライフ・バランスが実現可能な職場づくりを 推進し、地域の優れた人材の確保と定着化を図ります。

※アウトリーチ活動……医師や看護師が病院から地域に出向き、健康に関する公開講座の開催や相談・指導などを通じて、市民 に直接働きかけを行うこと。

4施設・設備の充実と活用

本館の改築工事に引き続き、病床機能との整合を図りながら、建築後30年近くを経過す る新館の設備・機器の全面的なリニューアルを行い、有効活用を進めることで、施設機能の 充実と患者満足度の向上を図ります。

関連計画 東松山市立市民病院改革プラン

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
時間外救急医療の 拡大	1	_	_	_	_	1	_			
目標設定の考え方	地域住	地域住民が常に安心して医療を受けられるよう、時間外救急医療を拡大することを目標とします。								
経常収支の均衡の維持	→	→								
目標設定の考え方		自立した経営基盤を確立するため、医業収益の向上と医業費用全体の圧縮を図り、経常収支の均 衡を維持することを目標とします。								

※具体的な数値目標は、今後策定する市民病院改革プランにて設定します。



診察の様子(市民病院)

分野別テーマ 2-3 地域福祉と社会保障の充実

目指すべきまちの姿

自助・共助・公助による取組により、 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち

現況と課題

- ●価値観やライフスタイルの多様化に伴う、共生社会の実現を求める意識の高まり は、公の制度やサービスだけで支える福祉から、地域社会全体で支える福祉への 転換をもたらします。このような観点から、地域福祉の担い手の育成や担い手同 士がつながる仕組みづくりが求められています。
- ●経済的な自立が難しい高齢者世帯や傷病者世帯の増加、産業構造の変化による失 業等により、本市でも生活困窮に伴う相談や生活保護受給者が増えています。こ のため、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連動により、幅広く自立支援 に取り組む必要があります。
- ■高齢化や医療の高度化、社会環境の変化による非正規労働者の増加など、国民健 康保険制度は構造的な問題と、医療費の増大や保険税収入の伸び悩みなどの財政 的な課題を抱えています。安定した制度運営により市民の暮らしを支えていくた めには、健康診査など予防・早期発見事業の充実により健康寿命の延伸を図ると ともに、保険税の収納率向上など財源確保による健全な財政運営が求められてい ます。
- ●障害や加齢などに起因して日常生活に支援が必要な人については、権利侵害から 自らを守る力が不十分な場合も少なくないことから、権利擁護の仕組みを充実さ せていくことが必要です。
- ●老後の安定した生活の基盤を確保するために、関係機関との連携を深めながら国 民年金制度の周知に努め、受給権の確保や納付率の向上につなげていく必要があ ります。

基本施策 2-3-1

地域福祉の推進

施策

①地域社会のネットワーク化の推進

市民・市民活動団体・行政の取組が、地域において保健や医療、福祉などの分野を越えて 連携・協働し、より効果的な成果に結び付けられるよう、多様なネットワークを構築し、相 万交流の機会や場の提供に努めます。

②関係団体の活動支援

地域における相互の支え合いや行政による公的サポートを通じて、個人や市民活動団体の 活動を支えるとともに、市全体の地域福祉の基盤や環境づくりを図り、地域福祉の推進に関 わる活動を支援します。

また、一人暮らし高齢者などで見守りが必要な方や、災害発生時に避難支援を要する方に 対して、既存の事業を一体的に活用したサポート体制の整備を図ります。

③地域福祉の担い手の育成

地域福祉の推進には、地域での諸活動を先導するリーダーの育成が重要となるため、社会 福祉協議会と連携して、各種研修会等を実施するとともに、市民活動団体の支援などに取り 組み、地域活動を担う人材の育成や団体の活性化を図ります。

4権利擁護の推進

日常生活における高齢者等の見守り活動を推進するとともに、高齢者・障害者・児童の虐 待相談窓口を周知して虐待の早期発見・対応に努めます。

また、成年後見制度をはじめとした権利擁護の施策の周知に努め、成年後見が必要な身寄 りのない高齢者等に対する後見人選任の申立てを適正に推進します。

関連計画 東松山市地域福祉計画、東松山市災害時要援護者避難支援プラン

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
リーダー育成講習会修了者数(人)	1	I	_	100	200	300	400			
目標設定の考え方		講習会への参加機運を高めることで、地域における福祉の担い手を育成するリーダー育成講習会の修了者数400人を目標とします。(H29から測定)								
災害時要援護者登 録者数(人)	1	1,400 (H26) 1,500 1,600 1,700 1,800 1								
目標設定の考え方		要介護者・障害者等の情報収集や民生委員等との連携を進めることで、災害時要援護者登録者数 1,900人を目標とします。								

(社会福祉課)



総合福祉エリア

基本施策 2-3-2 社会保障の充実

施策

①生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正な運営

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の両制度を適切に連動させ、自立支援につなげま す。

また、経済的・日常的・社会的自立を促進するとともに、制度運営の公平性を維持するため、 不正受給防止の取組を強化するなど、生活保護制度の適正な運営に努めます。

②国民健康保険制度の安定的運営

生活習慣病の予防や重症化予防等に取り組むことにより医療費の適正化を目指すとともに、 国民健康保険税の収納率向上により財源を確保し、国民健康保険事業の安定的な財政運営に 努めます。

③後期高齢者医療制度の安定的運営

埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を密にするとともに、被保険者への説明や情報提供 等を適切に行うことにより、後期高齢者医療制度の健全な維持運営に努めます。

4国民年金事務の円滑な運営

誰もが受給権を確保でき安心して老後を過ごせる生活を保障するために、年金相談の充実 と年金制度への理解拡大に努めます。

関連計画 東松山市国民健康保険事業財政安定化計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	Н30	H31	H32			
就労等による自立 者数(人) 【累計】	7	13 (H26)	30	60	90	120	150			
目標設定の考え方		生活保護制度の適正な運営のため、就労支援を積極的に実施し、生活保護からの就労等による自立者を毎年30人とすることを目標とします。								
特定健康診査受診率(%)	1	35.0 (H26) 36.0 37.0 38.0 39.0 40								
目標設定の考え方		医療給付費の適正化のため、疾病予防対策として各種の受診勧奨事業を実施し、国民健康保険事業の特定健康診査の受診率40%を目標とします。								

(社会福祉課・高齢介護課・保険年金課)

まちづくりの柱2 健康福祉 分野別テーマ 2-4 高齢者福祉の充実

目指すべきまちの姿

高齢者がいきがいを持ち、 元気に暮らせるまち

現況と課題

- ●世界に例のない速さで進む高齢化への対応は、団塊の世代が後期高齢者となる平 成37年(2025)に向けて最も重要な局面を迎えます。高齢化の進展は、一人暮 らし高齢者や高齢者単身世帯の増加にもつながることから、総合的かつ計画的な 取組を進め、市民の暮らしの安心を確かにすることが求められています。具体的 には、高齢者が住み慣れた場所で誇りといきがいを持って暮らせること、健康づ くり、介護予防・社会参加など自分らしい暮らしが続けられる環境を整えること、 支援が必要な時に必要なサービスが用意されること、などの要請を満たす必要が あります。
- ●長年にわたって国やまちを支えてきた高齢者は、豊かな経験・知識・技能を有し ています。こうした能力を積極的に生かす仕組みを構築し、地域の活力維持につ なげることが求められています。
- ●高齢者が健やかで充実した暮らしを送るためには、健康であることが最も重要で す。本市では、平成24年度から平成26年度まで、埼玉県の「健康長寿埼玉プロジェ クト」のモデル都市として、市民の健康づくり・いきがいづくりにつながる事業 を展開してきました。今後もこれらの取組を継続し、健康長寿社会を実現してい くことが必要です。
- ●平成 26 年 11 月時点で 3.509 人となっている本市の要介護認定者のうち、認知 機能の低下がみられる高齢者は 2,519 人ですが、平成 29 年 (2017) には 2,960 人に増加すると推計されています。高齢化率の上昇に伴い認知症の方や認知症が 疑われる方も年々増えていくことが予想される中、認知症になっても本人の意思 が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制の構築が求められています。

基本施策 2-4-1

高齢者支援の充実

施策

①いきがいづくりと社会参加の推進

能力や意欲がある高齢者に働く場を提供し、いきがいづくりと社会参加の推進を図るため、 公益社団法人東松山市シルバー人材センターの機能強化に向けた支援を継続します。

また、地域における通いの場や介護予防の活動場所である高齢者向けサロンやシニアクラ ブなどの活動を支援します。

②健康づくりと介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、「みんなきらめけ!ハッピー体操」の普及・ 促進、市民健康増進センターでの各種教室の開催やシニアボランティアポイント制度の充実 などを通じ、高齢者の健康づくりと介護予防を推進します。

③認知症施策の推進

認知症高齢者やその家族等を支援するため、各地域包括支援センターに認知症地域支援推 進員を配置するとともに、医療、介護等の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置 し、認知症を早期に発見し、本人や家族が適切に対応できるよう支援します。

また、判断能力の低下した高齢者の日常生活を支援し、その権利を擁護するための成年後 見制度等の周知徹底を図り、確実に利用できる体制を整備します。

4介護保険制度の適正な運営

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025)を見据え、介護保険制度は大きな転 換期を迎えています。利用者の自立支援に向けた適正な介護サービスが提供されるよう、医 療と介護の連携を強化するとともに、介護予防・日常生活支援サービス事業などの地域支援 事業の充実を図ることにより、安定的で持続可能な制度運営に努め、地域包括ケアシステム の構築を目指します。

関連計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32				
シニアボランティ ア登録者数(人)	1	269 (H26)	280	290	300	310	320				
目標設定の考え方		介護予防に資する事業であることを積極的にPRするとともに、活動場所を増やすことで、シニアボランティア登録者数320人を目標とします。									
地域包括支援セン ター相談件数(件)	1	7,000 (H26)	7,400	7,600	7,800	8,000	8,200				
目標設定の考え方		括ケアシステム 整備することで					談しやすい				
要介護(支援)認定率(%)	→	15.6 (H26)	16.9	17.7	18.0	18.5	19.0				
目標設定の考え方	す。介護	養予防事業の充実	今後、後期高齢者の増加により要介護(支援)認定者は一定の割合で増加することが想定されます。介護予防事業の充実により認定率の伸びが抑制される可能性も考慮し、要介護(支援)認定率19%を目標とします。								

(高齢介護課)



ハッピー体操



目指すべきまちの姿

障害のある人もない人も、 個性と能力を発揮し自分らしく 安心して暮らせるまち

現況と課題

- ●障害者の自立や共生社会を実現していくため、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」などに通底する普遍的な理念を受け継ぎ、障害の有無によって分け隔てられることなく暮らすことのできる地域づくりを進める必要があります。また、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期などのライフステージや一人ひとりの状態に応じた支援サービスを整えることが求められています。
- ●本市の障害者手帳所持者数は平成21年度末の3,351人から、平成26年度末には3,882人に増加しています。高齢化に伴って障害が重度化する傾向にあることや精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が顕著であること、また、介護者の高齢化も進んでいることなどを踏まえ、障害のある人が地域で安心して生活できる仕組みづくりが求められています。
- ●障害のある人が自分らしく生活するためには、公の制度やサービスを充実させる とともに、地域社会の様々な活動や環境を障害のある人にとっても利用しやすく する必要があります。
- ●障害のある人が自立して生活するためには、就労の場の確保が大切なことから、本市では障害者就労支援センターザックによる就労支援を実施してきました。今後も、教育機関や事業者などと連携を図り、就労の場の確保と職場への定着を促進していくことが重要です。

基本施策 2-5-1 障害者支援の充実

施策

①すべての市民がともに暮らす社会の実現

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての市民が互いに理解し支え合う、暮 らしやすい地域社会を実現するために、障害への理解の拡大や障害のある人を特別視しない 意識の醸成とあわせ、障害のある人にも暮らしやすい環境づくりを進めます。

②障害者に対する生活支援の充実

障害のある人が、地域で安心して自立した自分らしい生活を送ることができるよう、相談 支援体制を充実させるとともに、必要な障害福祉サービス等の充実に努めます。

③障害者の就労支援の充実

障害のある人の一般就労の拡大を図るため、必要な訓練が受けられる環境を整えるととも に、企業等への支援にも努めます。

関連計画 市民福祉プラン、東松山市障害福祉計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32
グループホーム利 用者数(人)	1	66 (H26)	79	86	_	Ι	_
目標設定の考え方	自立した生活の基盤となるグループホームの利用者を増加させていくことを目標とします。						
福祉施設から一般 就労する人数(人)	1	6 (H26)	12	16	_	_	_
目標設定の考え方	就労支援を行う福祉施設を支援し、福祉施設から企業等に一般就労する人数の増加を目標とします。						

※ H30 以降の数値については、次期「東松山市障害福祉計画」の中で設定します。

分野別計画



まちづくりの柱3

環境



3-1	エコタウンの推進		61
3-2	癒やしの空間づく	. りの推進	64
3-3	資源循環の推進		66



目指すべきまちの姿

省エネや創エネの取組が浸透し、 地域内でエネルギーが循環するエコのまち

現況と課題

- ●日本はエネルギー資源に乏しく、そのほとんどを輸入に頼っています。また、その資源は依然として、石油をはじめとする化石燃料に大きく依存しているのが現状です。本市では平成24年度に埼玉県のエコタウンプロジェクト事業に採択され、「東松山市エコタウンプロジェクト基本計画・実施計画」を策定し、モデル地区などで短期集中的にエコタウンの取組を推進してきました。今後はエコタウンプロジェクトの取組を全市に広げていくことが必要です。
- ●省エネと創エネの取組などにおいて、行政と市民の意識にギャップが生じていましたが、東日本大震災を契機に市民のエコに対する意識が高まりました。今後も、エコの取組を幅広く浸透させていくために、率先して省エネや創エネを実践するとともに、普及啓発に取り組むことが求められています。

基本施策 3-1-1 エコタウンの推進

施策

①創エネ・蓄エネの推進

資源の枯渇のおそれと環境への負荷が少ない太陽光、太陽熱、地中熱といった再生可能工 ネルギーを利用した創工ネ設備の導入を推進します。

また、再生可能エネルギーで作られた電気を蓄え、電力のピークカットや非常時の電源と して電気を安定的に供給する蓄電池の導入を市内全域に拡大させるため、エコタウン住宅モ デル化補助を継続します。

②省エネの継続的な取組

省エネをテーマとした市民講座の開催など、東日本大震災以降の日常的な節電意識を維持 させる取組を実施します。

また、家庭や事業所における最先端の省エネ機器・設備の導入はもとより、HEMS、 BEMS(※)などのエネルギー・マネジメント・システムの活用などを積極的に進め、新し い省エネ・節電型の社会づくりの取組を継続します。

※ HEMS (Home Energy Management System……住宅や個人商店など小規模な建物のエネルギーを一元的に管理して見える 化するシステム。

BEMS (Building Energy Management System)……公共施設など比較的大きい建物のエネルギーを一元的に管理して見える 化するシステム。

③エコタウンの普及啓発

公共施設等において行政が率先して導入した様々な取組の情報や、実践に向けたノウハウ を蓄積し、広報紙やホームページ、各種イベントなどあらゆる機会を通じて市民・事業者に 積極的に発信することでエコタウンの普及啓発を図ります。さらには、現在の行政主体の取 組から市民・事業者が主体となった「地域の自然と人材を生かし、地域で循環する自立型工 コタウン」の実現を目指します。

東松山市環境基本計画、東松山市エコタウンプロジェクト基本計画・実施計画、 東松山市地球温暖化対策実行計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32	
住宅用太陽光発電 設備設置世帯の割 合(%)	1	4.54 (H25)	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	
目標設定の考え方		エコタウン推進のため、太陽光発電設備の設置を促進し、住宅用太陽光発電設備設置世帯の割合を毎年0.5%ずつ増やすことを目標とします。						
エコ・ウォーキン グポイント制度登 録件数(件)【累計】	1	90 (H26)	250	500	600	700	800	
目標設定の考え方	積極的な情報発信により、節電やウォーキングの実施でポイントがたまるエコ・ウォーキングポイント制度登録件数を平成29年度までに500件とし、その後は100件ずつ増やすことを目標とします。							
電気使用量からみ た一人当たりの年 間CO2排出量(t)	`	2.497 (H25)	2.397	2.297	2.197	2.097	2.047	
目標設定の考え方	省エネや創エネの取組を市内に広く浸透させていくことで、市内電気使用量の削減に努め、電気使用量からみた一人当たりの年間CO2排出量を毎年0.1tずつ削減し、2.0t台に抑えることを目標とします。							

(環境保全課)





松山地区のメガソーラー

環境みらいフェア

まちづくりの性3 環境 分野別テーマ 3-2 **癒やしの空間づくりの推進**

目指すべきまちの姿

公園や里山、親水空間など 憩いの場の整備が進み、 潤いあるみどりがあふれるまち

現況と課題

- ●本市は、都心に近い中にあっても豊かな丘陵地と平野部の間を大小の河川が流れ、変化に富んだ地形条件の中で、豊かな自然が育まれており、ホタルの里の保全や里山保全体験学習など、みどりに関する市民活動も広がりをみせています。緑地や公園、里山の維持管理については、行政だけでは対応しきれていない現状があるため、市民やNPO法人など多様な主体が交流しながら持続可能な維持管理の仕組みを構築していく必要があります。
- ●本市では、事業所に対する敷地内緑化の要請や市民活動団体との協働による里山保全活動などにより癒やしの空間を整備してきましたが、「東松山市みどりの基本計画」策定の際に実施したアンケート調査(平成24年12月)では市民の約4割が、商店街などのまちの中心部のみどりの印象を「よくない」「あまりよくない」と回答しています。市街地におけるみどりの創出に努め、自然と調和したまちづくりを推進することが求められています。
- ●潤いや安らぎをもたらす親水空間は、市民生活に欠かすことのできないものです。 武蔵野の豊かな自然に恵まれた本市において、特に都幾川は広い河原や個性的な 橋を有することから、市民の憩いの場として親しまれてきました。川に親しみな がらウォーキングを満喫できる空間や、橋を中心とした魅力的なレジャー空間を 創造し、多くの市民・観光客の憩いの場とすることが必要です。

基本施策 3-2-1

癒やしの空間整備の推進

施策

① 里山・緑地・水の保全と活用

みどりは、優れた歴史的風土の維持や都市環境の維持改善などに資する「環境保全機能」、 自然とのふれあいの場の創出などに資する「レクリエーション機能」など、様々な役割を有 しています。里山・雑木林や公園・広場などの適切な維持管理と活用に努め、市民・事業者 との協働により、更なるみどりの質の向上を目指します。

② 公園の計画的な整備

現在進めている高坂駅東口第一土地区画整理事業や、民間の開発などに伴う都市公園の新設により、市民に憩いの場を提供します。

また、東松山ぼたん園については、ぼたんの質の向上を図るとともに、農林公園など周辺 施設と連携したイベントの開催などにより、年間を通して楽しめる公園を目指します。

③ 親水空間の整備と有効活用

水辺のみどりは、自然災害防止のための保水・遊水機能を持つとともに、美しい景観形成 に欠かせないものです。豊かなみどりと都幾川の清らかな流れに恵まれた鞍掛橋や稲荷橋周 辺を、自然体験及びレクリエーションの場として整備し、親水空間として活用します。

連計画

東松山市みどりの基本計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32
市内全域におけ るみどりの確保量 (緑被率)(%)	→	56.4 (H25)	_	_	56.4	1	_
目標設定の考え方	里山・緑地・水の保全を推進し、市内全域におけるみどりの確保量(緑被率)を維持していくことを 目標とします。						
都市公園の面積 (ha)	7	169.3 (H26)	170.0	170.8	171.5	171.8	172.2
目標設定の考え方	憩いの場である公園の整備を推進し、都市公園の面積172.2haを目標とします。						

(都市計画課·商工観光課

目指すべきまちの姿

一人ひとりが身近な環境問題に取り組む、 資源循環型のまち

現況と課題

- ●温室効果ガスによる地球温暖化は、海水面の上昇や異常気象などを引き起こしているといわれています。本市では、環境管理に関する国際規格 I S O 14001 の仕組みを継承しながら、環境負荷軽減に取り組み、省エネと温室効果ガスの排出抑制に努めてきましたが、今後、更なる対策が求められています。
- ●本市では広報や処理施設見学、クリーンリーダーの地区別情報交換会などでの意識啓発を通じて、ごみ排出量の削減、廃棄物の資源化を推進してきました。その結果、市民一人当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、一方でリサイクルできる紙類が可燃ごみとして廃棄されるなど改善すべき点もあります。家庭ごみの削減に取り組むとともに、分別を徹底するなどして、リサイクルできるごみの割合を増やしていくことが必要です。
- ●市民意識調査からは地球温暖化やごみの増加・不法投棄を深刻な環境問題として 捉えている市民が多くいることが読み取れますが、いずれも経年で比較するとそ の割合は減少傾向にあります。一方、平成 17 年度調査で 28.7% だったマイバッ ク利用率は、平成 25 年度調査では 61.9% と大幅に上昇しており、多くの市民が 身近なところから環境問題に取り組んでいることが分かります。今後も個人や家 庭、地域が地球のためにできることを普段の暮らしの中で実践し、活動の輪を広 げていくことが求められています。
- ●本市では、「クリーンセンター中長期修繕計画」に基づく計画的修繕により、ごみ処理施設の適正な維持管理と処理能力低下の防止に努めてきました。しかし、施設の老朽化が進んでおり、埼玉中部資源循環組合での協議を通じて、新施設の早期実現を目指していく必要があります。

基本施策 3-3-1

循環型社会の構築

施策

①地球温暖化対策の充実

温室効果ガスの大量排出によってもたらされた地球温暖化は、地球規模で取り組まなくてはならない大きな問題です。本市では、このようなグローバルな環境問題に対して、ローカルな取組により環境への負荷軽減を実践しています。大別すると、省エネの促進、温室効果ガスの排出抑制、自然エネルギーの活用が主な内容です。今後も、精度を上げながら現行策を推進するとともに、新たな方策を模索しながら、より効率的な環境負荷軽減策を講じます。

②ごみの減量とリサイクルの推進

家庭ごみ排出量について、可燃物は減少傾向にありますが、不燃物は依然として横ばい状態です。

また、ごみの資源化については、「もったいない」精神の定着により身近なところから取り 組む姿勢が市民に浸透してきているものの、リサイクルへ出される紙・布類の排出量は減少 しています。今後は、分別の更なる徹底等により、リサイクルできるごみの廃棄を抑制します。

③環境に対する普及啓発

大量生産・大量消費・大量廃棄という時代が転換期を迎え、地球規模の環境問題に対して地域で柔軟に対応することが求められる時代が到来しています。このような状況に鑑み、本市でも、平成9年4月に「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」を、平成25年4月に「東松山のまちをみんなで美しくする条例」を制定し、市民・事業者・行政の協働による生活環境と環境意識の向上に努めてきました。これら条例の立法趣旨を更に浸透させることで、東松山の未来を担う子どもたちへ、環境というかけがえのない「財産」をどのような形で残していけるのかを考え、行動できる市民の増加を目指します。

4 新たなごみ処理施設の建設

平成33年(2021)を目途に進められている埼玉中部資源循環組合による広域共同処理施設の建設計画を踏まえ、市内におけるごみ処理施設の今後の方向性を明確化します。一方で、比企地域を中心に広域化されるごみ処理業務を見据え、市内はもとより当該組合に加盟する近隣市町村に対しても過剰包装の自粛やリサイクルを呼びかけるなど、普段の暮らしの中で実践できることを働きかけます。

関連計画

東松山市環境基本計画、東松山市エコタウンプロジェクト基本計画・実施計画、 東松山市地球温暖化対策実行計画、東松山市ごみ処理基本計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
一人当たりの可燃 系ごみ排出量(kg/ 年)	`	262 (H26)	261	260	259	258	257			
目標設定の考え方		ごみを出さない暮らしを提案し、ごみ減量意識の一層の啓発により、可燃系ごみ排出量を一人当たり毎年1kgずつ減量させることを目標とします。								
一人当たりの不燃 系ごみ排出量(kg/ 年)	7	53 (H26)	52	51	50	49	48			
目標設定の考え方	- ' - '	出さない暮らし 年1kgずつ減量。			の啓発により、オ	「燃系ごみ排出量	置を一人当			
一人当たりの資源 ごみ(紙·布類等) 排出量(kg/年)	1	24 (H26)	25	26	27	28	29			
目標設定の考え方		クルを更に進め します。	ることで、資源こ	ごみの排出量を	一人当たり毎年	- 1kgずつ増量さ	せることを			

(環境保全課·廃棄物対策課)



ごみゼロ運動清掃活動

分野別計画



まちづくりの柱4



4-1 防災・減災対策と消防・救急の充実	····· 71
4-2 安全で快適なまちづくりの推進	····· 74
4-3 道路と上水道及び河川・下水道の整備	77
4-4 交通・防犯対策の推進	82



まちづくりの性4 生活基盤 分野別テーマ 4-1 防災・減災対策と消防・救急の充実

目指すべきまちの姿

防災力が強化され、消防・救急の体制が整った、 安全に暮らせるまち

現況と課題

- ●近年、防災訓練に参加する市民の数は増加しています。自主防災組織結成率も、 平成 26 年には 98.1% となり、市民の防災意識は高まってきています。災害時の 市民の生命、身体及び財産を保護するために見直し、策定した「東松山市地域防 災計画」に基づき、災害に対する備えを充実させるとともに、平常時から市民意 識の向上や地域の自主的な防災活動の活性化を図っていくことが求められていま す。
- ●本市にとって発生時に最も影響を及ぼすと考えられる関東平野北西縁断層帯(※)による地震の被害想定では、市内で293人の死者、1,446人の負傷者が発生すると予想されており、避難所生活者は最大で9,135人に上るとされています。本市では公共施設の耐震化を進めてきたほか、大規模災害の発生に備え、他自治体及び民間事業者と物資供給協力、避難者の収容、燃料の供給などの協定を締結してきました。今後も平常時から関係機関との相互連携の強化に努めるとともに、特に女性や高齢者、障害者などに配慮しながら避難者支援の体制づくりを進めることが必要です。

※関東平野北西縁断層帯・・・・・関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に延びる断層帯

●高齢化の進展により、高齢者の救急需要が増加しています。更なる高齢化社会を 迎える中、効率的な消防・救急体制の整備が求められています。

基本施策 4-1-1 防災·減災のまちづくりと消防·救急の充実

施策

① 災害に対する備えの充実と地域防災力の強化

災害発生時に災害被害を軽減するためには、行政による公助はもとより、個人や家庭に よる自助、自主防災組織や消防団活動など身近な地域コミュニティ等による共助が重要です。 平常時から自助や共助の活動を支援し、地域防災力の強化に努めます。

② 災害に強いまちづくり

地域防災力の強化とともに、地域の特性に応じた都市基盤整備や避難施設等の確保を図り、 危機に強い都市構造をつくる必要があります。引き続き、耐火・耐震の都市構造へ転換を図 るとともに、地区の自然特性や災害特性などを明らかにした各種ハザードマップを充実させ、 情報提供に努めます。

③ 災害に対する意識の向上

地震や台風が多い日本では、災害の起きる可能性は「モシモ」でなく「イツモ」あると考 えられます。災害に備え、防災に関する各種訓練の実施や自主防災組織による訓練の支援を 行います。

また、自主防災組織のリーダー研修の実施やきらめき出前講座などの活用により防災意識 の向上を図ります。

4 危機管理体制の充実・強化

災害発生時に的確な情報収集・伝達、被災者の救助・保護及び生活の支援を迅速に行える 応急活動体制の整備を進めます。業務継続計画による通常業務の継続実施体制の整備を図る とともに、様々な人が避難し得ることを踏まえ避難環境の充実を図ります。

また、防災関係機関とは平常時から連携を保つとともに、大規模災害に備え、埼玉県や近 隣市町村等とも応援協力体制を築きます。

さらに、ボランティアによる協力、事業所等との災害応援協定による人的協力や物資の供 給の確保に努めます。

⑤ 消防・救急業務の充実

消防職員の体制の充実や消防・救急設備の整備に努めるとともに、市民一人ひとりが適切 な応急措置を行えるよう、普及啓発や救助訓練の機会を設け、消防・救急体制の充実を図り ます。

関連計画

東松山市地域防災計画、東松山市国民保護計画、東松山市建築物耐震改修促進計画、 東松山市災害時要援護者避難支援プラン

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32		
自主防災組織結成率(%)	1	98.1 (H26)	98.2	98.3	98.4	98.5	98.6		
目標設定の考え方	東日本大震災を背景として高まった自主防災組織結成率を100%に近づけていくことを目標と します。								
各種防災訓練参加者人数(人)	1	7,400 (H26)	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000		
目標設定の考え方		が機関を含む)が 標とします。	、主催、共催又は	後援する各種防	5災訓練を推進し		000人の参		
常備消防力充足率	1	82.6 (H26)	82.6	82.7	82.8	82.9	83.0		
目標設定の考え方	消防・救急活動や設備の整備状況を示す常備消防力(署所の数を除く)を充実させ、充足率83.0% を目標とします。								

(危機管理課)





殿山町防災訓練

まちづくりの柱4 生活基盤 分野別テーマ 4-2 安全で快適なまちづくりの推進

目指すべきまちの姿

市街地の利便性や安全性が向上した、 秩序ある快適なまち

現況と課題

- ●比企地域の中心にふさわしい利便性を備え、活気に満ちた都市環境の形成に向け てまちづくりを進めてきましたが、今後も市民力・地域力を結集し、社会情勢の 変化に対応した持続可能なまちづくりを更に推進していく必要があります。
- ●本市は豊かな自然と調和しながら、着実に発展を続けてきました。今後は、人口 減少等の社会構造の変化に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、市街 地内のインフラ整備を進めるとともに、中心部へ都市機能の誘導を図る必要があ ります。
- ●市の玄関口である東松山駅周辺については、長年の懸案であった東口駅前広場は、 整備されたものの、幹線道路の整備が十分でないほか、近年、駐車場や空き店舗 などの低・未利用地が目立つようになってきました。今後、中心市街地へ医療・福祉・ 子育て支援機能や店舗等の生活利便施設の誘導を促すために、早期にインフラ整 備を進める必要があります。
- ●高坂駅周辺について、既に西口地区は良好な市街地が形成・維持されています。 西口と東口が一体となった「まちの副次核」として多様な都市機能を有する地域 を形成するため、現在、東口では土地区画整理事業による整備を進めています。 今後は、高坂駅東口第一土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、駅周辺 における未利用地の有効活用を促進する必要があります。
- ●市街地の中には、土地区画整理事業により良好な市街地が形成された地区がある。 一方で、緊急車両の進入が困難な地区や道路・公共下水道などの整備が十分でな い地区もあり、これらの地区においては、生活基盤整備を図る必要があります。

基本施策 4-2-1 計画的なまちづくりの推進

施策

(1)計画的なまちづくりの推進

基本構想を実現するための計画づくりや現行計画の見直しに取り組むとともに、計画に位 置付けられた土地利用の誘導に努めます。

また、「都市計画法」や「建築基準法」の規定に基づき適正な土地利用の規制及び誘導を 図ります。

②東松山駅周辺の整備

現在整備を進めている駅前東通線の早期完成に努めるとともに、歩行者が安全に通行でき るよう歩道のバリアフリー化を進めます。

また、第一小学校通線(ぼたん通り)については、整備に向けて事業化を目指しますが、 整備に当たっては商店街としての機能を維持しつつ、魅力的な都市空間の形成を目指すなど 中心市街地の活性化に努めます。

③高坂駅周辺の整備

駅東口については、家屋密度が高い地域における効率の良い建物移転を工夫することによ り、高坂駅東口第一土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、駅前広場の整備や商業 施設の立地誘導などにより、機能的な駅前空間の形成に努めます。

また、地区計画制度などにより良好な都市環境の維持・保全を図るとともに、未利用地に ついては周辺環境に配慮した土地利用を誘導します。

4市街地の整備

市街地については、地区計画制度などを活用した良好な住環境の形成や保全を図る一方で、 都市基盤整備が不十分な地域については、既存道路整備を中心とした新たなまちづくり計画 を策定し、道路や公共下水道などの公共施設の整備・改善を図ります。

また、市街地の交通利便性の向上を図るため、都市計画道路の整備を進めます。

⑤良好な住宅・住環境の整備

安全に暮らせるまちの実現を目指し、地震時の建築物の倒壊等による被害を軽減するため、 既存住宅等の耐震化を促進します。

また、新築住宅については、長期にわたって住み続けることができる質の高い住宅ストッ クを形成するため、長期優良住宅の普及の促進に努めます。

一方、年々増加している空き家については、その実態を把握し、活用について検討を進め ます。

関連計画

東松山市都市計画マスタープラン、東松山市中心市街地活性化基本計画、 東松山市建築物耐震改修促進計画、地区計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
都市計画マスター プランの見直しの 実施	_	_	_	_	_	_	_			
目標設定の考え方	しに平り	基本構想で示した将来都市構造に基づき、国や県の動向を捉えた都市計画マスタープランの見直 しに平成28年度から着手します。なお、都市計画に関する指標については、都市計画マスタープラ ンの中で設定します。								
高坂駅東口第一土 地区画整理事業の 工事進捗率(%)	7	68.4 (H26)	88.5	94.5	100	_	_			
目標設定の考え方	平成30)年度末の工事気	記了を目標としる	きす。						
バリアフリー化道路の整備率(%)	1	30.0 (H26)	42.0	47.0	56.0	65.0	70.0			
目標設定の考え方		リアフリー基本				線のバリアフリ	リー化を推進			
住宅の耐震化率 (%)	1	84.0 (H25)	_	_	90.0	_	95.0			
目標設定の考え方	「東松山 す。	「東松山市建築物耐震改修促進計画」に基づき住宅の耐震化を進め、耐震化率95%を目標とします。								

(都市計画課・市街地整備課・住宅建築課・高坂区画整理事務所)



まちづくりの柱4 生活基盤 分野別テーマ 4-3 **道路と上水道及び河川・下水道の整備**

目指すべきまちの姿

道路や上下水道などの都市インフラが整い、 快適に暮らせるまち

現況と課題

- ●平成24年に笹子トンネル天井板落下事故が発生して以来、全国的に公共インフラの安全性・信頼性の確保が強く求められています。本市においても高度経済成長期に整備された道路や橋梁が数多く存在するため、適正な維持管理を進めるとともに、計画的な道路の整備を推進することが必要です。
- ●近年頻発するゲリラ豪雨や大型台風による浸水被害の軽減のため、河川及び末流 排水路整備を進めることが必要です。
- ●本市の水道普及率は99.8%となっており、ほぼ市全域に上水道が整備されています。水道施設についても老朽化が進んでおり、今後も維持補修及び耐震化を計画的に進めていくことが必要です。また、人口減少により水需要及び水道料金収入が減少傾向にある中、安定した経営を維持することが求められています。
- ●平成 17 年度末に 72.7% だった本市の汚水処理人口普及率(※)は平成 26 年度 末時点で 85.7 % となっており、生活排水の衛生的な処理体制の整備が進んでいます。しかし、公共下水道については、老朽化する浄化センターや公共下水道管 渠の改築更新が課題となっています。また、公共下水道整備が予定されていない地域においては、合併処理浄化槽への転換を進め、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図ることが必要です。

※汚水処理人口普及率 ……(公共下水道処理区域内人口+合併処理浄化槽処理人口)/総人口

基本施策 4-3-1 道路の整備

施策

①安全で快適な道路の整備と維持管理

市街地を迂回する環状道路、バイパスへのアクセス道路等、市の骨格を形成する道路の整 備や市街化区域内の狭あい道路(※)等の生活道路の整備を進めます。

主要道路については、舗装の劣化状況を調査し計画的な修繕を行います。

また、道路附属物については定期的な点検を実施して適正な維持管理に努めます。

※狭あい道路……幅員が 4m 未満の道路

②橋梁の適正な維持管理

橋梁の長寿命化を図るため定期的かつ継続的に点検を行い、予防保全的な維持管理を行い ます。

また、緊急輸送道路に架かる橋梁、鉄道に架かる跨線橋、高速道路に架かる跨道橋について、 耐震補強計画を策定し計画的に補強工事を実施します。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
市道の整備延長 (km)	7	335.9 (H26)	338.5	339.8	341.1	342.4	343.7			
目標設定の考え方	今後も	今後も適正な道路整備を進めることで、市道の整備延長343.7kmを目標とします。								
緊急輸送道路等に 架かる跨線橋、跨 道橋の耐震化(※) 数(橋)【累計】	7	17 (H27)	18	-	19	-	20			
目標設定の考え方		震災時最重要路線に架かる橋梁(29橋)について、おおむね2年に1橋の計画での耐震工事を推進し、平成32年度までに20橋の耐震工事完了を目標とします。								

※耐震化とは、落橋防止等何らかの耐震工事が行われているもの

(建設管理課·道路課)

基本施策 4-3-2 上水道の整備

施策

①安全な水道水の提供

高度経済成長期に整備された水道管路を中心とする水道施設が更新時期を迎えており、今 後は老朽化した施設の更新需要が急増すると見込まれます。

市民生活や産業活動の基盤である水道水を将来にわたり安定的に提供するため、計画的な 施設の更新や耐震化対策を推進します。

②経営の効率化

更新需要見通し及び財政収支見通しを「東松山市水道ビジョン」、「東松山市水道事業中期 経営計画」に適宜反映させることにより、中長期の見通しに基づいた効率的な更新計画を策 定し、事業として具体化します。

関連計画

東松山市水道ビジョン、東松山市水道事業アセットマネジメント、

東松山市水道事業中期経営計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32	
耐震管路総延長 (km)	1	68.2 (H26)	80.4	85.5	87.9	92.1	95.1	
目標設定の考え方	災害に強い水道を目指し計画的な更新を進め、耐震管路総延長95.1kmの整備を目標とします。							

(水道課)

81

基本施策 4-3-3 河川·下水道の整備

施策

①準用河川新江川の計画的な改修及び市街地の雨水対策

雨水排水対策が遅れている市街地の整備にあわせ、末流となる準用河川新江川の改修を計 画的に進めます。さらには、近年頻発するゲリラ豪雨や大型台風による浸水被害の軽減のた め、必要な雨水対策を実施します。

②公共下水道の計画的な整備及び適正な維持管理

公共下水道の認可区域においては、引き続き計画的な公共下水道整備を進め、公共用水域 の水質保全に努めます。

また、老朽化する浄化センターや公共下水道管渠の改築更新を行い、適正な維持管理に努 めます。

③合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道の整備が予定されていない地域では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全 を図るため、合併処理浄化槽補助金制度の周知や、末流となる側溝や排水路整備事業との連 携を図りながら合併処理浄化槽への転換を促進します。

関連計画 東松山市公共下水道全体計画、東松山市生活排水処理総合基本計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
準用河川新江川改 修率(%)	7	35.0 (H26)	35.0	35.0	38.5	46.4	46.4			
目標設定の考え方	準用河	川新江川の改修	を計画的に進め	ることで、改修	率46.4%を目標	 きします。				
公共下水道面積普 及率(※)(認可区 域)(%)	1	81.7 (H26)	82.0	82.2	84.5	84.8	90.4			
目標設定の考え方	高坂駅		画整理事業等の	整備完了を見込	込んで、公共下水	道面積普及率9	0.4%を目			
汚水処理人口普及 率(%)	1	85.7 (H26)	87.2	88.3	91.2	92.2	93.3			
目標設定の考え方		公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を促進するなどの取組により、汚水処理人口普及率 93.3%を目標とします。								

※公共下水道面積普及率(認可区域)・・・・・ 処理区域面積/認可区域面積

(河川課・下水道課)

まちづくりの柱4 生活基盤 分野別テーマ 4-4 交通・防犯対策の推進

目指すべきまちの姿

一人ひとりの防犯意識が高まった、 交通事故と犯罪が少ないまち

現況と課題

- ●東松山警察署管内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者や子ども が巻き込まれる事故や、歩行者と自転車の事故など依然として交通事故が無くな りません。市民の交通安全意識や交通マナーの向上を図っていくとともに、ハー ド面での交通安全対策が求められています。
- ●東松山警察署管内の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、人口 1.000 人当たりの刑 法犯認知件数は埼玉県内の他市町村と比べても低くなっています。平成 25 年度 の市民意識調査では、防犯のために必要な取組として「防犯灯や街灯の数を増や す|「近所の人とのつながりや助け合いを深める」などの意見が多く寄せられまし た。既に市内すべての防犯灯のLED化を実施していますが、今後もハード面の 整備を更に進めるとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯意識の 高揚を図っていく必要があります。

墨本施策 4-4-1 交通・防犯対策の推進

施策

①交通安全に向けたインフラなどの整備

学校周辺の通学路の歩道整備やグリーンベルトの整備、交通危険箇所への道路照明灯や道 路反射鏡の設置、標識・区画線標示などの適正な維持管理により交通事故の防止に努めます。

②交通安全意識の啓発

交通事故を未然に防ぐため、東松山警察署と連携して、交通安全教育や啓発活動を実施し、 交通安全意識の高揚を図ります。

また、東松山交通安全協会や市民が主体的に行う交通安全活動を支援します。

③防犯設備の整備と防犯意識が高いまちづくり

犯罪が起こりにくい環境をつくるため、自治会からの申請に基づき防犯上必要な場所に防 犯灯を設置します。

また、防犯対策についての啓発活動を実施し、防犯意識の高揚を図るとともに、東松山地 区防犯協会や市民が主体的に行う防犯活動を支援します。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32
歩道整備延長 (km)	1	74.15 (H26)	74.25	74.30	74.35	74.40	74.45
目標設定の考え方	通学路	を中心に歩道の	設置を推進し、領	毎年50mずつ歩	道を整備するこ	とを目標としま	す。
市内の交通事故発 生件数(件)(人口 1,000人当たり)	`*	4.42 (H26)	4.2	4.0	3.8	3.6	3.4
目標設定の考え方		示等による安全 交通事故(人身事			交通マナーの向 ます。	上を図り、人口1	上,000人当
市内の刑法犯認 知件数(件)(人口 1,000人当たり)	`	10.4 (H26)	10.0	9.8	9.6	9.4	9.2
目標設定の考え方	犯罪を	未然に防ぐ活動	を推進し、人口1	,000人当たり	の刑法犯認知件	数9.2件を目標	とします。

(地域支援課·道路課

分野別計画



まちづくりの柱5



5-1	農業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
5-2	商業の活性化	88
5-3	産業振興と就労支援の充実	90
5-4	観光の振興	93



目指すべきまちの姿

安全な農産物づくりとブランド化が進み、 収益性の高い農業が営まれるまち

現況と課題

- ●都市化や担い手不足により農地面積の減少、耕作放棄地の増加が進んでいます。 農地の保全や農業基盤の適正な維持管理に努めるとともに、ほ場整備(※)等に より生産拠点の集積を進めていくことが求められています。
- ※ほ場整備……既成の水田や畑を、より良い基盤条件を持つ農地に整備する一連の土地改良。
- ●全国的な傾向と同様に、本市においても農業の担い手の高齢化と減少が進んでいます。これまでも新たな担い手育成のため、農業塾や農業経営塾を創設するなどしてきましたが、今後は更なる取組により農業就業者を確保していく必要があります。
- ●経営耕地面積が小規模なこともあり、農産物販売農家(708戸)の93.6%が販売金額300万円未満となっています。新たな担い手の育成だけでなく、特産品開発や6次産業化、契約栽培などを推進し、農家の所得向上を実現していくことが求められています。
- ●近年、食の安全を脅かす事件が相次ぎ、消費者の食の安全に関する意識が高まってきています。安全な農業を推進し、市内農産物の付加価値を向上させていくとともに、地産地消を推進し、地域農業と関連産業の活性化を図っていくことが必要です。

基本施策 5-1-1 農業の振興

施策

①農業生産基盤の整備

国や県の補助制度の活用等により、耕作放棄地の発生防止・抑制を図り、農地の集積・集 約化を促進し、生産規模の拡大を推進します。あわせて、農業の生産性向上のため、農業用 水路等の維持管理に対する支援を実施します。

②農業の担い手の育成・確保

市内在住の就農希望者が少ない傾向にあるため、市外での就農相談会の実施等により、市 外在住者が積極的に本市で就農できるよう働きかけます。

また、就農後のフォローアップとしては、関係機関と連携して、農業塾・農業経営塾によ る技術支援のほか、農地のあっせんや資金支援を実施し、農業の担い手の育成・確保につな げます。

さらに、本市農業の持続的な発展を図るため、認定農業者等の意欲ある農業者に対して、 栽培技術や経営の改善及び向上、経営状況等に応じた法人化を支援します。

③農産物のブランド化と収益性の高い農業の実現

本市の特産品である梨と栗について、担い手の確保等により産地の継続に向けた取組を実 施します。

また、収益性の高い農業を実現していくために、戦略作物の栽培と市場出荷、契約栽培に よる安定した出荷体制づくりを行います。

さらに、6次産業化及び農商工連携の取組として、市内農産物を使用した加工品の開発及 び販売により、農業者の経営力向上に向けた支援を実施します。

④地産地消の推進と関連産業の活性化

生産者と消費者をつなぐ交流拠点である東松山農産物直売所の充実により、地産地消を推 進します。

また、市内農産物を使った加工品の生産販売に関する取組を支援します。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32		
担い手への農地利 用権設定面積(ha)	1	129 (H26)	184	220	264	317	381		
目標設定の考え方	担い手 ^を します。		集積を推進し、組	毎年20%ずつ利	用権設定面積を	き増やしていくこ	ことを目標と		
青年農業者の新規 就農者数(人)【累 計】	1	1 (H26)	3	4	5	6	7		
目標設定の考え方	新たな! します。		育成・確保のたと	かの取組を進め、	· · 毎年、青年農業	者が就農するこ	とを目標と		
東松山農産物直売 所の売上額(億円)	1	2.4 (H26)	4.1	4.3	4.5	4.7	5.0		
目標設定の考え方		生産者や関係団体、近隣市町村との連携を強化するとともに、6次産業化の推進など市の農業の魅力を高めることで、東松山農産物直売所の売上額、年間5億円を目標とします。							





東松山農産物直売所いなほてらす



目指すべきまちの姿

中心市街地ににぎわいと活気があふれるまち

現況と課題

- ●車社会の進展や消費者ニーズの多様化、郊外への大型ショッピングセンターの進出など地域の商店街を取り巻く状況が大きく変化しています。また、経営者の高齢化や後継者不足に加え、新規創業者不足と空き店舗の増加などが顕在化する中、本市では平成24年度に「空き店舗対策委員会」を組織し、商店街の活性化に関する事業を推進してきました。商店街は地域の商業ニーズを充足させるためだけでなく、市民が集うにぎわいの場としても大きな役割を担っていることから、今後も更なる取組を進めることが必要です。
- ●本市における商業事業所を従業者規模別でみると、平成24年2月の907事業所のうち半数以上を5人未満の事業所が占めています。経営体質強化や安定化の取組支援により、小規模事業者の競争力を高めていくことが必要です。

基本施策 5-2-1

商業の振興

施策

①商店街活性化の促進

「100 円商店街」や「まちゼミ」など、商店街が連携して取り組む事業を積極的に支援するとともに、商店街にしかない専門店の魅力を市民に周知します。

また、イベント等単発的な事業だけでなく、後継者育成など継続した取組についても支援 します。

②空き店舗対策の推進

既存の空き店舗対策補助金の活用により、中心市街地における飲食店等の出店を誘導します。 また、チャレンジショップやボックスショップ(※)等の新たな空き店舗対策にも積極的 に取り組み、中心市街地の活性化を図ります。

※チャレンジショップ……一定期間、店舗を低コストで利用できる仕組み。

※ボックスショップ……ボックス単位の賃料で出店可能で、管理や運営は委託店舗が代理で行う仕組み。

③経営基盤安定化への支援

「小規模事業者経営発達支援計画」に基づき、東松山市商工会と連携し、小規模事業者の経営の安定化に努めるとともに、小口融資制度の活用を推進することで、資金調達の支援を継続します。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32		
中心市街地におけ る空き店舗活用件 数(件)【累計】	7	14 (H26)	17	20	23	26	29		
目標設定の考え方	空き店舗の有効活用に積極的に取り組むことで、その解消を図り、中心市街地における空き店舗 を毎年3件ずつ活用していくことを目標とします。								

(商工観光課)

まちづくりの柱5 活性化

分野別テーマ 5-3 産業振興と就労支援の充実

目指すべきまちの姿

産業が元気で、安心して働き続けられるまち

現況と課題

- ●本市は比企丘陵の豊かな自然に囲まれながら、都心部から 50km 圏内に位置し、 都心まで電車で 1 時間で行ける便利さを兼ね備えています。また、関越自動車道・ 東松山インターチェンジが市の中央にあり、整備が進む圏央道(首都圏中央連絡 自動車道)へのアクセスも良好であるほか、丘陵地帯であることから地盤も強く、 製造業の立地に適しています。平成 18 年に「東松山市企業誘致条例」を制定し、 市内各地域において周辺の環境との整合性を図りながら、効果的な土地利用を進 めてきました。今後も企業誘致を推進するほか、既存企業への支援を強化するこ とで、地域内循環経済の実現につなげていくことが必要です。
- ●近年、人口減少と東京一極集中が日本の主要課題として認識されるようになり、 平成 26 年 11 月には「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国を挙げての地方 創生プロジェクトが始まりました。地域の活性化のためには、雇用の創出や生産 年齢人口の確保が必要であることから、多様な雇用を生み出すとともに、住みよ いまちづくりを進めることで市民の就労につなげていくことが求められています。

基本施策 5-3-1

産業振興と就労支援の充実

施策

①強みを生かした企業誘致の推進

本市の強みである地盤の強さや安定した気候、良好なアクセスを生かし、引き続き、製造工場や物流施設などの企業誘致を推進します。

また、様々な就労ニーズがある中で、安定的な就労先を一層確保していく観点から、本社 や研究施設など、特に正規雇用の拡大に資する事業所・施設の誘致についても積極的に取り 組みます。

②既存企業への支援の充実

既存企業の事業拡大を財政面から支援する制度を設けることで、企業の収益向上を後押し し、地域内の産業の更なる活性化を図ります。

また、人材確保や新たな販路開拓などの課題の解決に向けて、就職説明会を開催するほか、 ビジネスマッチングの場を提供するなど、企業の経営を支援します。

③創業に対する支援の充実

創業を検討している人に対し、チャレンジの場を提供するとともに、創業後も継続して支援する仕組みを構築します。それにより、新たな企業の誕生や就業先の創出を図り、地域経済の活性化を促します。

4勤労者・就労支援の充実

新たに市内に進出した企業や既存企業との合同の企業説明会を実施し、地域内で就労できる環境を整え、地域内循環型経済の構築を目指します。

また、ハローワークと連携した求人情報提供サービスを活用した就労者支援についても積 極的に取り組みます。

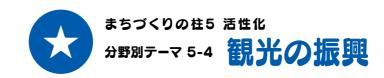
目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
市内事業所数(箇所)	1	3,464 (H24)	_	3,484	_	_	3,514			
目標設定の考え方	創業に	創業に関する支援を充実させることで、市内事業所数を毎年10箇所増やすことを目標とします。								
製造品出荷額(億円)	1	1,724 (H25)	1,741	1,758	1,793	1,844	1,896			
目標設定の考え方		を中心とした企			企業への設備投	資を促し、製造品	品出荷額を			
有効求人倍率(倍)	1	0.71 (H26)	0.73	0.75	0.77	0.80	0.80			
目標設定の考え方		ハローワークと連携し、勤労者支援を充実させるとともに、企業誘致や既存企業への支援等により新たな雇用を創出し、有効求人倍率0.80を目標とします。								

(政策推進課・商工観光課)



造成が進む藤曲地区



目指すべきまちの姿

戦略的なPRや観光資源の連携により、 多くの観光客が訪れるまち

現況と課題

- ●川越市や秩父市など周辺自治体が観光振興に注力する中、本市における観光資源はまだまだ市内外に知られていません。東武東上線と東急東横線、横浜高速みなとみらい線との相互直通運転開始や圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の埼玉県内全線開通など多くの人々を呼び込む機会を生かして、市内の観光振興につなげるために、今ある観光資源を再発掘・再認識し、様々なライフステージに対応した観光施策に取り組むことが必要です。
- ●余暇の過ごし方の変化に伴い、観光客のニーズが多様化する中、いわゆる安近短の小旅行や日帰りで自然・文化を体験する体験型観光が人気となっています。本市においても点在する既存の観光資源を有機的に結ぶ取組により滞在型の観光につなげていくことが重要です。あわせて、観光客を迎える側としての市民意識改革にも取り組んでいく必要があります。
- ●ソーシャル・ネットワークキング・サービス(SNS)などを有効活用し、即時性・ 双方向性を伴った戦略的な観光情報の発信が求められています。
- ●埼玉県と1市7町1村から構成する比企地域元気アップ実行委員会では、比企丘陵を生かしたサイクリングなど広域連携の観光振興に取り組んできました。今後も、広域連携を推進し、限られた資源の有効活用とPR強化につなげ、比企地域全体のブランド力を高めていくことで、本市の観光振興につなげていくことが必要です。

基本施策 5-4-1 観光の振興

施策

①観光資源の再発見

今ある観光資源をデータベース化し、検索を可能にするとともに、ライフステージ別・趣 向別の推奨コースを設定し、市内外に幅広く情報発信します。

また、市民や来訪者が新たに発見した資源についても情報提供を受け付ける仕組みを構築 します。

②市民の意識改革と観光資源の有機的結合

市民向けの市内ツアーを実施し、市内観光資源について市民の理解を深めることで、郷土 愛の醸成や口コミによる来訪者の増加を目指します。

また、遊歩道の整備などにより観光資源間の回遊性を高めるとともに、それぞれの拠点に おける魅力向上に努め、訪れる方の満足度を高めます。

③戦略的なPR活動の推進

既存のホームページはもとより、Facebook 等のソーシャル・ネットワークキング・サー ビス(SNS)を活用した双方向的情報発信に努めるとともに、本市を応援する市内外の方々 がそれぞれ情報発信者になるよう意識改革にも努めます。

4広域連携体制の充実

行政だけの連携にとどまらず、商工団体、農業団体等の民間組織との連携を推進するとと もに、比企地域や川越地域との連携を深め、広い観光ゾーンとしての魅力向上に努めます。

また、東武東上線沿線サミットに参画する自治体との連携も強化し、広域的な情報発信に 努めます。

関連計画 東松山市観光振興基本計画

目標

指標	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
Facebook[いいね!]の数 (件)	_	500	1,000	1,500	2,000	2,500			
目標設定の考え方	Facebookを活用し、積極的な観光PRを進めることで、市内外の人に広く本市の魅力を発信し、「いいね!」の数2,500件を目標とします。								
観光入込客数(万人)	230 (H25)	230	235	240	250	260			
目標設定の考え方		- 回遊性の向上に を目標とします。	取り組むととも 。	に戦略的なPR	に努め、年間の額	観光入込客			
観光客1人当たり消費額(円)	1,500 (H21)	1,700	2,000	2,200	2,500	2,600			
目標設定の考え方	観光資源の魅力向上に努めることで、観光客1人当たりの消費額2,600円を目標とします。								

(商工観光課)







埼玉県こども動物自然公園

分野別計画



まちづくりの柱6 協働



6-1	協働によるまちづくりの推進	. 97
6-2	人権・平和意識の高揚	. 99
6-3	生涯学習・生涯スポーツの推進	103
6-4	文化・芸術の振興	108
6-5	健全な行財政運営	111



まちづくりの柱6 協働

分野別テーマ 6-1 協働によるまちづくりの推進

目指すべきまちの姿

市民・事業者・行政がお互いに 対等な立場で協力し合い、 特色ある取組を進めるまち

現況と課題

- ●価値観やライフスタイルの多様化を背景に、地域における連帯意識の希薄化が進んでいます。これまで、防災や防犯、福祉、環境美化など、まちづくりの中心を担ってきた自治会などのコミュニティが、今後も活動しやすい環境を整えていくことが必要です。また、各地区のハートピアまちづくり協議会を中心に、「地域力」「市民力」を結集し、地域が主体のまちづくりを推進することが求められています。
- ●多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民やNPO法人、市民活動団体が活動しやすい環境を整えていくとともに、市民活動に関する各種情報を発信し、それぞれの自主的な活動を支援していくことが求められています。

基本施策 6-1-1 市民参加の促進

施策

①自治会やハートピアまちづくり協議会を中心とする各地区による地域活動の推進

自治会の活動や各地区市民活動センターを拠点としてハートピアまちづくり協議会が行う、 花いつぱい活動やウォーキング活動、地域の特性を生かしたまちづくりに関する活動及び市 民同士の交流や課題解決に関する事業を支援します。

また、転入者向けの加入案内配布や「自治会加入促進マニュアル」の活用等により、自治 会への加入を促進します。

②関係団体と協働のまちづくり

NPO法人や市民活動団体などが行う地域貢献活動や地域における課題の解決に取り組む 活動、地域の魅力の向上につながる活動を支援します。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32	
地域活動へ参加し ている市民の割合 (%)	1	41.2 (H25)	42.4	_	43.7	_	45.0	
目標設定の考え方	各地区市民活動センターを拠点としたまちづくりを進めることで、市民意識調査の地域活動へ参加している市民の割合45%を目標とします。							

(地域支援課)



目指すべきまちの姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、 いきいきと幸せに生活できるまち

現況と課題

- ●人権の尊重は、あらゆる生活の基盤をなすものであり、職場、家庭、地域など様々 な場面で差別や偏見をなくし、お互いを尊重し、誰もがいきいきと幸せに生活で きる社会を実現していくことが求められています。
- ●平成25年度の市民意識調査では、「社会全体で男女が平等となっている」と回答 した市民は 18.2% に過ぎず、依然として格差や固定的な役割分担がみられる状 況にあります。また、近年では、ワーク・ライフ・バランスの推進も課題となっ ており、女性の活躍を推進するためにも、仕事と家庭との両立を社会全体で支え ていく体制づくりが必要です。さらに、配偶者等からの暴力(DV)相談件数が 増加傾向にあり、被害者の相談や保護、自立支援など総合的な支援に関係機関と 連携して取り組んでいくことが求められています。
- ●終戦から70年が経過し、戦争体験者が減少する中、戦争の悲惨さや平和の尊さ を次世代に語り継ぐことが一層求められています。平成8年に制定した「花と歩 けの国際平和都市宣言」に基づき、今後も幅広い世代への平和意識の啓発を進め ていく必要があります。

基本施策 6-2-1 人権意識の高揚

施策

①人権意識の向上

市民一人ひとりが自分自身の課題として、人権尊重の理念についての理解を深められるよ う、効果的な人権啓発活動に努めるとともに、市民が人権に関する様々な問題について気軽 に相談ができるよう、相談窓口の充実に努めます。

また、人権問題の早期解決を目指し、関係機関・団体と連携を図り、協力体制の強化に努 めます。

②人権教育の推進

学校教育の中で人権を尊重した教育を計画的に展開します。全教職員を対象にした研修会 を充実させるとともに、家庭・地域との連携を進め人権教育の充実に努めます。

また、子どもたちを人権侵害被害から守るため、インターネットやスマートフォン、携帯 電話等に関する情報モラル教育を推進します。

さらに、社会教育の分野においても研修会の開催などを通して、人権教育を推進します。

③男女共同参画社会の推進

「東松山市男女共同参画推進条例」に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消す るため、あらゆる分野における男女共同参画の意識啓発に努めます。

また、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、性別に関わりなく仕事と家庭生 活などの調和が図れるよう働きかけます。

DVなど性別に起因する暴力の防止については、あらゆる機会を捉えて呼びかけます。D V被害者に対して、相談窓口の周知や充実など相談しやすい体制づくりに取り組むとともに、 関係機関と連携し、相談や保護、自立支援などの支援体制も充実します。

関連計画

東松山市人権施策推進指針、東松山市男女共同参画基本計画・東松山市DV防止基本計画、東松山市いじ め防止のための基本的な方針

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
基本的人権が尊重 されていると思う 人の割合(%)	1	69.1 (H26)	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0			
目標設定の考え方	の集い	「東松山市人権施策推進指針」に基づき人権教育・人権啓発を推進することで「人権を考える市民の集い講演会アンケート」において、基本的人権が尊重されていると思う人の割合75%を目標とします。								
社会全体が男女 平等になっている と感じる人の割合 (%)	7	18.2 (H25)	20.0	_	22.0	_	25.0			
目標設定の考え方		「東松山市男女共同参画基本計画」に基づき事業を推進することで市民意識調査の社会全体が男女平等になっていると感じる人の割合25%を目標とします。								

(人権推進課·学校教育課·社会教育課)





人権を考える市民の集い

墨本施策 6-2-2 平和意識の高揚

施策

1平和意識の醸成

小学3年生以上の幅広い世代を対象に、平和をテーマとした作文・絵画を募集・表彰する 「花とウォーキングのまちの平和賞」を通じて、平和について考える機会を提供します。

また、市内にある埼玉県平和資料館と連携し、平和をテーマとした映画会をはじめ、各種 事業を実施します。

②戦時体験の継承

先の大戦の遺族をはじめとして、小・中学生や市民が参加する東松山市戦没者追悼・平和 祈念式典を開催し、戦時体験の継承に努めます。

また、埼玉県平和資料館と戦時体験者の講演会を共催します。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32	
東松山市戦没者追悼·平和祈念式典参列者数(人)	1	147 (H26)	150	160	165	170	180	
目標設定の考え方	小・中学生、市民に幅広く呼びかけ、東松山市戦没者追悼・平和祈念式典参列者数180人を目標と します。							

(総務課)



まちづくりの柱6 協働

分野別テーマ 6-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

目指すべきまちの姿

生涯にわたり学習やスポーツに親しみ、 いつまでも健康で心豊かに暮らせるまち

現況と課題

- ●市民意識調査では、学習や趣味などの活動状況について、「知識、教養や仕事に必 要な技能、資格取得」などを行っている市民が平成 21 年の 21.1% から 25 年に は14.0%へと大きく減少している一方、「特に行っていない」と回答した市民が 28.6% から 42.3% へと大幅に増加しています。今後到来する超高齢化社会にお いて、充実した豊かな人生を送るために様々な過ごし方が提案できるよう、きら めき市民大学や図書館を中心とした社会教育施設と地域との連携による生涯学習 の充実が求められています。
- ■スポーツは爽快感や達成感、人と人との連帯感など精神的な充足や楽しさ、喜び をもたらします。また、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など心 身の健康維持増進に役立ちます。スポーツを行う頻度に関する平成25年度の市 民意識調査では「週に2~3回」以上とした市民が2割程度にとどまる一方、「行 わなかった」「年に数回」と回答した市民が約50%を占めており、運動を通じた 健康づくりの推進が求められています。
- ●ウォーキングのまち東松山を象徴する日本スリーデーマーチは、世界各国から参 加者が集う国内最大の国際ウォーキング大会です。参加者がそれぞれの体力にあ わせて距離・コースを選択できることから、若い世代から高齢者まで無理なく参 加できます。今後も世界各国のウォーカーが毎年参加したくなる大会であり続け るため、内容を充実させることが必要です。

基本施策 6-3-1 生涯学習の推進

施策

①社会教育の充実と自主的な学習の推進

市民が、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、きらめき出前講座の 内容の充実を図ります。

また、きらめき市民大学で学んだ学生を講師とした講座を数多く開催することで、きらめ き市民大学での学習成果を市民に広めます。

さらに、大東文化大学と連携した子ども大学や学校が所有する学習資源を活用する小・中 学校開放講座等により、家庭・学校・地域の連携を深め、幅広い教育機能の活性化を図ります。

②図書館の充実

地域の情報拠点として、また、より多くの人々が交流できる場として、それぞれの目的に 応じた利用ができるよう、資料や講座等の一層の充実を図ります。データベースを活用した 情報提供などにより、レファレンスサービス(※)の充実や地域の課題に対応したサービス にも取り組みます。

また、学校やボランティア等と連携しながら、子どもの読書活動や調べ学習の支援を拡充 します。

さらに、市民や利用者のニーズ、地域の状況などに柔軟かつ的確に対応するため、運営体 制の見直しを含め、図書館機能の充実を図ります。

※レファレンスサービス……事実情報や文献情報を求めている利用者に対して、図書館員が図書館資料を使って答えたり、回 答の含まれる情報源を提示したりする人的サービスのこと。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32				
きらめき 出前講座 開催回数 (回)	1	98 (H26)	105	105	110	110	115				
目標設定の考え方	きらめ ます。	きらめき出前講座の内容充実と積極的なPRにより、年間のきらめき出前講座開催回数115回を目標とします。									
図書館貸 出利用者 数(人)	7	176,163 (H26)	180,000	180,000	180,000	185,000	185,000				
目標設定の考え方	利用し	やすい図書館づく	くりを進めること	で、年間貸出利用	人数185,000人	を目標とします。					
図書館主 催行事へ の参加者 数(人)	1	4,151 (H26)	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600				
目標設定の考え方		が主催する各種語目標とします。	講座等の行事を一	層充実させていく	くことで、毎年100	0人ずつ参加者を	増やしていく				

(社会教育課)





子ども大学

梶田隆章博士ノーベル物理学賞受賞記念講演会

基本施策 6-3-2 生涯スポーツの推進

施策

①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

ライフステージごとに身体・生活状況が異なることから、すべての市民が一人ひとりのラ イフステージに応じ、それぞれの目的や方法でスポーツに親しみ、生涯にわたって健康で心 豊かに暮らすことができるよう、スポーツ活動を推進します。

②ウォーキングの推進と日本スリーデーマーチの充実

本市では、身近で手軽にできるウォーキングを「市民スポーツ」として位置付け、地域や 学校、企業、団体と協力しながらウォーキングのまちづくりを推進しています。ウォーキン グのまち東松山を象徴する日本スリーデーマーチは、名実ともに国内最大の国際ウォーキン グ大会に発展しました。

市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らすことができる健康長寿のまちを目指し、ウォーキ ングを推進するとともに、日本スリーデーマーチの充実を図ります。

③スポーツを楽しむ環境づくりの推進

市民が生涯にわたりスポーツを楽しむためには、主体的にスポーツ活動を行うための環境 整備が大切です。スポーツ施設の適正な維持管理に努め、誰もが気軽にスポーツを楽しめる 環境づくりを進めます。

関連計画 東松山市スポーツ推進計画

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
週に1回以上スポーツをする20歳以上の市民の割合(%)	7	40.9 (H25)	60.0	_	70.0	I	75.0			
目標設定の考え方		スポーツ活動を ·目標とします。	推進することで	、週に1回以上2	スポーツをする2	20歳以上の市民	の割合			
ウォーキングイベ ントへの年間参加 者数(人)	1	7,385 (H26) 8,000 8,500 9,000 9,500								
目標設定の考え方		イベントの魅力を一層高めることで、ウォーキングイベントへの年間参加者数10,000人を目標 とします。								

(スポーツ課)





目指すべきまちの姿

歴史資産の保全・活用や 市民の自主的な芸術文化活動が進んだまち

現況と課題

- 動的な豊かさに加えて、心の豊かさを求める意識の変化を背景として、文化・芸 術活動への参加に対する関心が高まっています。本市においても、市民の自主的 な芸術文化活動が展開されていますが、今後は更に幅広い市民に活動を広げてい くことが求められています。
- ■国際化や情報技術の進歩、交通手段の発達などにより、外国人と交流する機会が 増えてきています。お互いの文化を認め合い、地域社会でともに生きる多文化共 生の地域づくりが求められています。また、行政から発信する情報の多言語化な ど外国籍市民が安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。
- ●埼玉県内初となる三角縁神獣鏡(三角縁陳氏作四神二獣鏡)の発見により、郷土 の歴史への関心が高まる中、市内に残されている様々な文化財を保存・活用する ことが求められています。また、地域に受け継がれてきた伝統文化が衰退しつつ ある中、永く後世へ継承していくための保護・育成を図るとともに、市民との協 働により地域の活性化につなげていく必要があります。

基本施策 6-4-1 文化・芸術の振興

施策

①文化・芸術活動の促進

幅広い市民による文化・芸術活動を促進するため、東松山市文化団体協議会が行う東松 山市文化祭を支援します。既存サークルなどへの支援だけでなく、「ひがしまつやま芸術祭」 や「小・中学校芸術鑑賞事業」を通じて、芸術を市民にとって身近なものとし、新たに活動 を始めようとする市民に芸術に接する機会を提供します。

また、地域の歴史や伝統的文化芸術活動を豊かな感性・創造性にあふれた子どもたちに伝 承していくため、地域と連携して活動の維持・保存を推進します。

②国際交流の推進

姉妹都市・友好都市との交流や日本スリーデーマーチを通じて諸外国との交流を推進する とともに、東松山市国際交流協会を中心として、行政情報や日本語習得の支援により外国籍 市民が安心して暮らせる環境の整備を推進します。

また、次代を担う子どもたちが国際社会へ幅広い視野を持てるよう、学校教育以外での交 流や活動を通して、外国の文化や言語にふれる機会を提供します。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
東松山市文化祭参 加者数(人)	1	6,224 (H26)	6,400	6,550	6,700	6,850	7,000			
目標設定の考え方		幅広い世代に芸術に接する機会を提供するなどの取組により、毎年150人の参加者増を目指し、 年間で7,000人の参加を目標とします。								
国際交流協会事業 への外国籍市民参 加者数(人)	1	1,120 (H26)	1,150	1,200	1,200	1,250	1,250			
目標設定の考え方	分かりやすい情報提供等により、外国籍市民の国際交流協会事業への参加を促進し、年間で 1,250人の参加を目標とします。									

(総務課·社会教育課)

基本施策 6-4-2 文化財保護

施策

①文化財の保全と活用

貴重な文化財の適切な管理に努めるとともに、指定文化財に対する保護・保存に対する支 援体制の充実に努めます。

また、これらを広く公開することで、文化財への理解と関心を高め、郷土への愛着と文化 財に対する保護意識の高揚を図ります。

②地域の歴史や文化の啓発

地域の歴史を後世に正しく伝えていくため、埋蔵文化財センターの展示室や公共施設、ホー ムページ等を活用し、日常的に文化財と親しむ機会の提供に努めます。

また、きらめき出前講座や体験教室、特別展示会の開催等を通して、楽しく学べる機会を 創出します。

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32		
埋蔵文化財セン ター展示室等利用 者数(人)	7	1,056	1,110	1,160	1,220	1,280	1,350		
目標設定の考え方	指定文位	化財を広く公開	するなどの取組	を推進し、前年	度比5%増加を目	目標とします。			
調査研究成果の公 開回数(回)	1	7 (H26)	8	9	10	11	12		
目標設定の考え方	多くの方に文化財に親しみ、その価値を知っていただくため、調査研究成果の公開回数を毎年増やし、年12回の開催を目標とします。								

(社会教育課)



目指すべきまちの姿

社会状況の変化に柔軟に対応する、 健全な行財政運営のまち

現況と課題

- ●高齢化に伴い扶助費等の社会保障費が増加しており、財政の硬直化が進んでいま す。地方分権・地方創生の流れにより、自治体の権限が強まる中、安定した行政サー ビスを提供していくために、政策の選択を行いながら、持続可能な財政基盤を確 立していくことが必要です。
- ●協働のまちづくりのためには、市民・事業者と行政が情報を共有し、行政運営の 透明性を確保すること、また、多くの市民に市政へ関心を持つてもらうことが大 切です。多様な媒体を活用した積極的な情報発信により、広く情報を届けていく ことが求められています。
- ●本市では、公共施設の耐震化を図るとともに、適切な維持補修により施設の長寿 命化に取り組んでいますが、老朽化の進行に伴って、維持補修経費が増加してい ます。今後、効率的な公共施設の維持管理手法を確立していく必要があります。
- ●人口や税収などの自治体経営資源の増大が見込めない中、市民の行政に対するニー ズは多様化・高度化しており、職員は幅広い分野で高い能力を発揮することが求 められています。職員一人ひとりの能力を高めるとともに、職員のモチベーショ ンの維持・向上を図りつつ、効果的な人事配置を行うことで組織力を高めていく ことが求められています。

基本施策 6-5-1 健全な行財政運営

施策

①健全な財政運営と効果的な予算執行

健全な財政運営に当たり、後年度に過度な財政負担とならないよう市債の借入残高の抑制 に取り組み、財政健全性の向上に努めます。

また、「一般会計 歳入・歳出の見通し(P.114~115)」を踏まえ、経常的収入の確保に 努めるとともに、政策の選択を行いながら経常的支出の抑制を図り、持続可能な財政運営に 取り組みます。

②広報広聴の充実による情報共有

広報紙やホームページ、Twitter、Facebook など様々な媒体を通じて、市政情報を分かり やすく発信するとともに、市政情報をより効果的に発信するため、パブリシティ(※)を推 進します。

※パブリシティ……市の情報を報道機関等に提供し、マスコミを通じて報道されるよう働きかける活動のこと。

③公共施設の適正な維持管理の推進

一時に過度の財政負担を生じることがないよう、計画的に公共施設の改修・修繕を進めま す。そのために、公共施設や道路・上下水道の改修や更新の基本方針などについて定める「公 共施設等総合管理計画」を策定し、計画に基づいた施設の長寿命化を図ります。

4適材適所の人事管理と人材育成

多様な採用方法で能力の高い人材を確保するとともに、昇任試験を実施することで性別・ 年齢にとらわれない幅広い人材登用を行います。

また、人事評価制度により職員一人ひとりの長所を伸ばし、短所を改善することで職員の 能力を最大限に引き出し、自己申告制度やジョブローテーションを活用することで職員のモ チベーションの維持や組織の活性化を図ります。さらに、職場研修や職場外研修の推進、自 己啓発の支援を行い、将来の本市を担う人材の育成に努めます。

関連計画 東松山市人材育成基本方針

目標

指標	方向性	現状値	H28	H29	H30	H31	H32			
経常収支 比率(%)	→	91.6 (H26)	91.6	92.0	92.0	92.0	92.0			
目標設定の考え方		市税等の一般財源を確保しながら、経常的支出の抑制を図ることで、現状の数値を維持することを目標とします。								
市ホーム ページア クセス件 数(件)	1	523,832 (H25)	530,000	540,000	550,000	560,000	570,000			
目標設定の考え方	見やすく分かりやすいホームページを作成していくことで、毎年1万件のアクセス件数の増加を目標とします。									

(広報広聴課・政策推進課・財政課・人事課)

○一般会計 歳入・歳出の見通し

第五次東松山市総合計画前期基本計画を計画的に推進するため、歳入・歳出の見通しを立てました。厳しい財政状況の中にあっても、この歳入・歳出の見通しを踏まえ、健全な財政 運営と効果的な予算執行に努め、持続可能な行政運営を推進します。

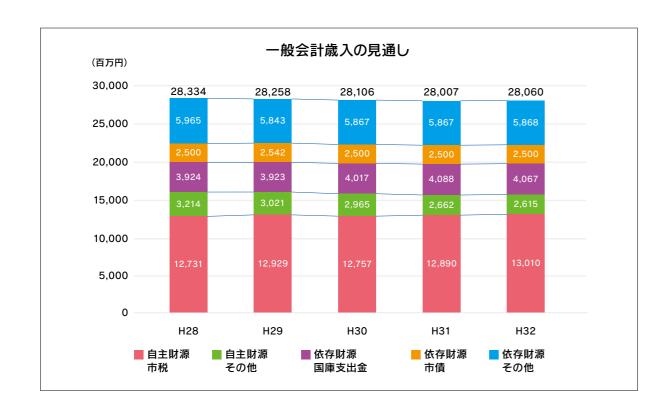
1 歳入

歳入については、過去の実績や国の推計値等を基に、平成 28 年度 (2016) から平成 32 年度 (2020) までの 5 年間について、一般会計を推計しました。

この 5 年間については、企業誘致や実質賃金上昇率の伸び等の影響を踏まえ、市税の緩や かな伸びが見込まれ、合計で 280 億円を超える金額で推移すると推計します。

(単位:百万円)

	歳入		H29	H30	H31	H32
自主	市税	12,731	12,929	12,757	12,890	13,010
財源	その他	3,214	3,021	2,965	2,662	2,615
	国庫支出金	3,924	3,923	4,017	4,088	4,067
依存 財源	市債	2,500	2,542	2,500	2,500	2,500
	その他	5,965	5,843	5,867	5,867	5,868
合計		28,334	28,258	28,106	28,007	28,060



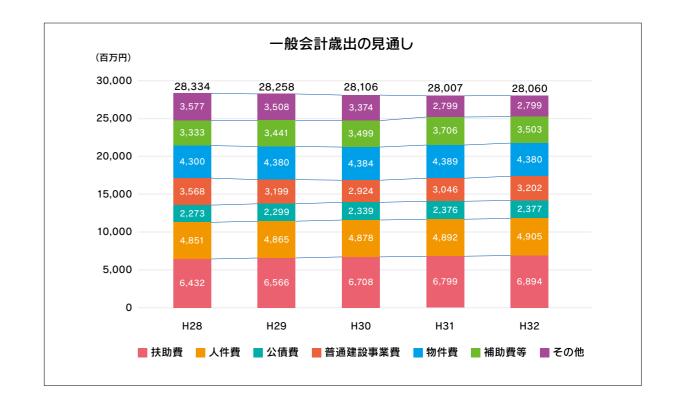
2 歳出

歳出についても歳入と同様に、過去の実績等を基に、平成 28 年度 (2016) から平成 32 年度 (2020) までの 5 年間について、一般会計を推計しました。

この5年間については、扶助費や公債費などのいわゆる義務的経費の伸びが見込まれます。 また、普通建設事業費については、各年度において、おおむね30億円前後で推移すると 推計します。

(単位:百万円)

	歳出	H28	H29	H30	H31	H32
義務的 経費	扶助費	6,432	6,566	6,708	6,799	6,894
	人件費	4,851	4,865	4,878	4,892	4,905
	公債費	2,273	2,299	2,339	2,376	2,377
投資的 経費	普通建設事業費	3,568	3,199	2,924	3,046	3,202
	物件費	4,300	4,380	4,384	4,389	4,380
その他の 経費	補助費等	3,333	3,441	3,499	3,706	3,503
	その他	3,577	3,508	3,374	2,799	2,799
合計		28,334	28,258	28,106	28,007	28,060



前期基本計画

地区別計画の概要



地区別計画は、それぞれの地区で特色あるまちづくりを進めるために、本市においては初 めて策定する計画です。策定に当たっては、各地区ハートピアまちづくり協議会を中心とす る市民の方にご協力いただき、それぞれの地区が持つ良い点や問題点、目指すべき地区の姿 とその実現に向けた取組について話し合いました。

地区別 1 松山地区

目指すべき地区の姿

市の玄関口にふさわしい 活気とにぎわいにあふれるまち



松山地区の現況と問題

《現況》

- ●市の中央部に位置し、東松山市、比企地域の中心として、都市機能が集積されて います。
- ●土地区画整理事業により、良好な住宅地が形成された区域がある一方で、公共下 水道などのインフラ整備が十分でない区域もあります。
- ●駅を中心とした市街地の商業は、郊外の大型店などの影響もあるため、各種イベ ントの開催等により、個々の商店の魅力を高める取組が必要です。

《問題》~地区別会議より~

- ●世代間交流が少ない
- ●子どもが安全に遊べる場所がない
- ●地域活動の担い手がいない
- ●ごみ出しの分別・マナー違反がある
- ●公園の利用者が少ない
- ●自転車で走りづらい
- ●空き地・空き家の対策が進んでいない
- ●駅周辺以外の防犯灯が少ない
- ●駅周辺が賑わっていない
- ●歩きやすい道路が整備されていない
- ●多様な活動の拠点となる場所が少ない

松山地区の取組

①子ども

▶子どもの声や姿があふれるまちづくり(市民・事業者)

あいさつ・声掛けなどの子ども見守り活動を推進するとともに、PTAや婦人会、自治会など各種団体の連携強化に努め、地域で子どもを見守る安心な地域をつくります。

▶地域への愛着を育てる教育の実践(市民・事業者・行政)

子どもたちと地域の人々との交流や豊かな歴史・文化に親しむ機会を充実させ、地域に愛 着を持つ子どもたちを育てます。

子育て環境の整備推進(行政)

子育て支援センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、適切な情報提供に努め 子育て世代を応援します。

2健康福祉

▶支え合いの地域づくり(市民・事業者)

地域行事等を通じて、自治会間や世代間の交流を盛んにし、地域住民がお互いに支え合う、 住みやすい地域づくりを推進します。

▶地域の拠点を活用したいきがいづくり(市民・事業者・行政)

市民活動センターの更なる有効活用を図り、健康やいきがいづくりにつなげます。

▶医療・福祉体制の充実(行政)

医療機関と福祉機関の連携を強化するとともに、公共交通の充実により、高齢者の外出機 会を確保し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3環境

▶花いっぱいのまちづくりの推進(市民·事業者·行政)

自宅や事業所、公園などに花を植えることにより、花いっぱいのまちづくりを進めます。

▶みどりの創出と適正な維持管理の推進(市民・事業者・行政)

まちなかにおける潤いあるみどりの創出と、適正な維持管理を推進し、市の中心地にふさ わしいみどりが豊かで住みやすいまちを創造します。

4生活基盤

▶防災・防犯に対する意識の向上と対策の推進(市民・事業者・行政)

防災訓練への積極的な参加を促すとともに、見守り活動や防犯パトロールの充実により地域の安全につなげます。また、防犯灯による安全対策を進めるとともに、防犯カメラの設置を検討します。

▶交通安全対策の推進(市民・事業者・行政)

自動車や自転車の運転マナーを向上させる取組を推進し、地域の交通安全意識向上を図ります。

▶生活道路や公共下水道などの都市基盤の整備(市民・行政)

歩行者が安全に通行できるよう、歩道のバリアフリー化や通学路の歩行空間の確保を推進 します。また、良好な都市基盤を形成するため、狭あい道路や公共下水道の整備を推進します。

⑤活性化

▶空き家・空き店舗の有効活用(市民・事業者・行政)

空き家・空き店舗を活用し、多くの人をまちに呼び込むような取組の研究を進めるととも に、地域交流の場としての可能性を検討します。

▶東松山駅周辺を中心とした道路などの整備の推進(行政)

東松山駅周辺の早期整備に努め、中心市街地の活性化につなげます。

▶計画的な土地利用の推進(行政)

工場跡地などの大規模な土地については、土地所有者との協議を進めながら、適正な土地 利用による活性化を図ります。





東松山夏祭

東松山駅周辺

地区別 2 大岡地区

目指すべき地区の姿

四季を感じて楽しめる 人と自然が調和するまち



大岡地区の現況と問題

《現況》

- ●市の北部に位置し、角川や和田吉野川沿いに水田が広がっています。丘陵地や農 地など自然景観に恵まれた地域です。
- ●広域幹線道路である国道 407 号が南北に縦断し、バス路線は比較的充実していま す。生涯学習・コミュニティ活動の拠点であり、姉妹都市のオランダ王国ナイメー ヘン市との友好の象徴でもある市民活動センターやぼたん園、農林公園など市を 代表する観光資源があります。

《問題》~地区別会議より~

- ●人口減少、特に子どもの数が減っている
- ●公園が少なく、子どもの遊び場がない
- ●保育園や学童が不足している
- ●高齢者が気軽に外出する手段が少ない
- ●高齢者の集まる場所が少ない
- ●病院や介護施設が不足している
- ●地域活動に若い人があまり参加しない
- ●三世代家族が減少している
- ●カーブの坂道が多く危ない
- ●空き家・空き工場が増加している
- ●駅や学校からの帰り道が暗い
- ●自動車がないと生活が不便
- ●耕作放棄地が増えている
- ●コンビニやスーパーなどが少なく、買い物に不便である

大岡地区の取組

①子ども

▶地域で子どもを育てる環境の整備(市民・事業者)

お祭りなどの機会を捉えて、子どもから高齢者まで楽しめるイベントの開催などにより、 若い人たちの地域活動への参加を促し、多世代交流によって地域ぐるみで子どもたちの成長 を応援します。

▶子どもの感性を育む教育の実践(市民・事業者・行政)

日本スリーデーマーチへの親子での参加促進や田植え、稲刈り等の農業体験を通じて、子 どもの豊かな感性を育みます。

▶ゲームなどとの付き合い方の指導(市民・行政)

スマートフォンやゲームなどとの付き合い方の指導を学校や家庭で行います。

②健康福祉

▶高齢者がいきいきと活躍できる機会づくり(市民・事業者・行政)

元気な高齢者が病院の送迎を行うなど、お互いに支え合い「担い手」となる仕組みや高齢 者の知識や経験を生かして活躍できる場を作ります。

▶旧公民館を活用した地域交流(市民・事業者・行政)

旧公民館を健康づくりや子育て相談の場として、その場に多くの人が集うことで地域の絆 を深めることができるよう、地域の意向を反映した魅力ある施設への活用を検討します。

▶地域全体で取り組む世代を超えた健康づくり(市民・事業者)

三世代で「ハッピー体操」に取り組むなど、子どもから高齢者まで一緒になって健康増進 に努めます。

3環境

▶ホタルを生かしたまちづくりの推進(市民・事業者・行政)

ホタルの保全活動については、これまでの活動を継続するとともに、ホタル観察マナーを 周知しながら、拠点の自治会だけでなく、他の自治会や市民団体、ボランティアとの協力に より、より多くの人が気持ち良くホタルを観察できるような仕組みを検討します。

▶「地域全体が公園」という意識の啓発(市民・事業者)

地域の豊かな自然は「子どもたちにとっての広大な遊び場」であるという意識の共有化を 進めます。

4生活基盤

▶地域の防犯対策と通学路を中心とした安全対策(市民・事業者・行政)

行政や地域、PTA、事業者などが連携した安全・見守り体制の構築を検討するとともに、 防犯灯の設置を更に進め、犯罪者への抑止効果を高めます。

▶日常生活における移動手段の確保(市民・事業者・行政)

バス停付近への駐輪場の設置を検討するほか、公共交通の充実により、日常生活における 移動手段を確保します。

▶緊急時に対応できる地域づくり(市民・事業者・行政)

自主防災組織や民生委員等と連携しながら、災害時における連絡・避難体制を確立すると ともに周知に努めます。

5活性化

▶魅力的な観光エリアを目指した取組(市民・事業者・行政)

特産品の開発や四季を通じて楽しめる取組により、ぼたん園と農林公園の魅力を高め、い ずれの季節にも観光客が訪れるような観光エリアを目指します。あわせて魅力ある観光パン フレットを作成し、多くの人に大岡地区の魅力を発信します。

▶農産物の地産地消の更なる推進(市民・事業者・行政)

地産地消を更に推進するため、新鮮な野菜を地元農家が直接販売する場を設けるなど、人 が集い交流する機会をつくります。

▶空き家対策の推進(市民・事業者・行政)

空き家を有効活用するため、自然豊かな地域へ移住を希望する人々への情報提供を進めます。



地区別3 唐子地区

目指すべき地区の姿

自然と産業が調和する中で 豊かな心が育まれるまち



唐子地区の現況と問題

《現況》

- ●中央部を流れる都幾川を中心に水田や畑地、丘陵など「ふるさとの原風景」ともい える景観が残されており、豊かな自然と調和した生活環境が保たれている地域です。
- ●豊かな自然の恵みを次世代に残すため、都幾川鞍掛橋を中心に、都幾川まるごと 再生事業、ホタルの里づくり、鞍掛山の整備が進んでいます。
- ●豊かな自然だけでなく、原爆の図丸木美術館や化石と自然の体験館といった施設 のほか、三大児童文学の一つである打木村治の長編小説「天の園」の舞台として 描かれるなど、可能性を秘めた地域資源の宝庫となっています。

《問題》~地区別会議より~

- ●公園など子どもの遊び場が少ない
- ●通学路が狭く、危険箇所がある
- ●地域の行事に若い人が参加せず、交流の機会がない
- ●自動車を運転できない高齢者の交通手段が少なく、通院などに不便である。
- ●健康づくりのための指導や講習が不足している
- ●河川や道路への不法投棄が多い
- ●田・畑・山の管理が行き届かず、荒地となっている
- ●交通量が多く、生活道路が抜け道に使われている
- ●交通安全ボランティアの担い手が少ない
- ●街灯が少なく、空き家が増えている
- ●災害時の避難場所や避難方法の周知が不十分である
- ●都幾川や小説「天の園」などの観光資源が有効活用されていない。
- ●特徴ある農産物が少なく、販路も開拓されていない
- ●農業者が高齢化しており、後継者が不足している

唐子地区の取組

①子ども

▶地域ぐるみで子どもを見守る環境づくり(市民・事業者)

子どもたちが地域で元気いつぱいに遊べ、また、安全に登下校できるよう見守り活動を推進し、地域ぐるみで子どもたちを見守る環境を整えます。

▶自然を生かした豊かな心を育む教育の推進(市民・事業者・行政)

地域の素晴らしい自然環境を生かして子どもたちの豊かな心を育む教育を推進します。

▶世代を超えて仲良く暮らせるまちづくり(市民・事業者)

世代間の交流を推進するとともに、転入者の地域行事への参加を促すことにより、地域の交流を深めます。

②健康福祉

▶地域の特色を生かした健康づくりの推進(市民・事業者・行政)

鞍掛橋周辺の豊かな自然や遊歩道を活用したウォーキングを推進するとともに、市民活動 センターなど地域の拠点を活用した講習会の開催など、健康づくりの充実に努めます。

▶公共交通の充実(市民・事業者・行政)

高齢者が元気に地域で活躍しつつ、必要な時に地域外の医療機関にも通院できるように公 共交通の充実を目指します。

▶三世代の交流機会の拡充(市民)

地域のイベントへの若い世代の参加を促すとともに、子どもと子育て経験者や高齢者が交 流できる機会を創出することで、三世代交流の機会の拡充に努めます。

3環境

▶環境保全活動の担い手づくり(市民・事業者・行政)

打木村治の長編小説「天の園」にゆかりの場所や鞍掛橋、ホタルの里などの地域資源を、 地域全体の宝であると捉え、拠点の自治会だけでなく、他の自治会や市民団体、ボランティ アとの協力により、地域全体で環境保全活動を推進します。

▶癒やしの空間創出(市民・事業者・行政)

鞍掛山と都幾川、また、その周辺のホタルが生息できる環境を大切に守るとともに、各家 庭や地域が花いっぱい活動を推進することで、癒やしの空間を創出します。

▶未利用地の活用(市民・事業者・行政)

耕作放棄地を市民農園として活用したり空き地を公園として利用したりするなどの方策を 検討し、荒れ地となってしまった未利用地の有効活用を図ります。

▶都幾川を活用した広域連携の推進(市民・事業者・行政)

埼玉県や嵐山町、ときがわ町などとの連携によって、都幾川の保全や利活用を広域で検討します。

4生活基盤

▶交通安全対策が進んだ地域づくり(市民・事業者・行政)

路面標示などによるスピード抑制対策により、子どもたちが安全に通学できる通学路の確保に努めるとともに、交通安全の啓発などにより交通マナーの向上を図ります。

▶防犯対策の推進(市民・事業者・行政)

防犯上問題がある空き家などへの対策についての研究を進めます。

▶災害時の避難体制が整った地域づくり(市民・事業者・行政)

平常時から隣近所との交流を増やすとともに、災害時の避難場所や行動について確認し、災害時でも迅速に避難できる地域を目指します。

⑤活性化

▶豊かな自然を生かした地域づくり(市民・事業者・行政)

都幾川や天の園花のひろば、桜のひろば等の魅力ある地域資源を、河川敷を活用した遊歩 道の整備などでつないでいくことにより、地域の魅力を高めます。

▶活力ある農業の推進(市民・事業者・行政)

ポロタンやオリーブなどの特産品や収益性の高い戦略作物の研究を進め、耕作放棄地の活用を図るとともに、新鮮な地場産野菜を幅広く供給するため、無人農産物直売所やバーベキュー場での販売などにより販路の拡大を目指します。

▶地域の魅力の発信と活用による活性化(行政)

魅力の高い地域資源を戦略的にPRすることで、多くの観光客に訪れてもらうとともに、 適正な土地利用による企業誘致の推進により、地域の活性化を図ります。





葛袋産業団地

地区別 4

高坂地区

目指すべき地区の姿

伝統と計画的なまちづくりが調和する にぎわいのまち



高坂地区の現況と問題

《現況》

- ●本市の南部に位置し、西側の丘陵地、中央の台地、東側の低地と起伏に富んだ地 形は、豊かな自然環境を育んでいます。歴史的施設や文化財が数多く存在し、埼 玉県こども動物自然公園や大東文化大学などの地域資源も豊富です。
- ●高坂駅周辺は、土地区画整理事業や地区計画制度によって本市の副次核の形成が 進んでいますが、既存集落の生活道路の整備や地域内の交通安全対策などを求め る声も高まっています。
- ●あずま町を中心に若い世代の転入が増加していますが、子育てや教育に関する社 会資源の不足とあわせ将来の急速な高齢化も懸念されます。

《問題》~地区別会議より~

- ●子どもの遊び場が少ない
- ●保育園や幼稚園が足りない
- ●高齢者の移動手段が不十分
- ●アパートやマンションが多く、交流が図れない
- ●医療機関が不足している
- ●荒れた農地が多い
- ●車通りが多く、スピード違反や騒音が気になる
- ●緊急車両が通れない狭い道路がある
- ●幹線道路を外れると防犯灯が少なく暗い
- ●観光地の案内標示や駐車場の整備が不十分
- ●地域の特産品がない

高坂地区の取組

①子ども

▶子どもを育てやすい地域づくり(行政)

子育て支援センターを拠点として子育て世代の交流と情報交換を推進することで、子育て世代を応援します。また、医療機関の連携強化や適切な情報提供により、子どもを安心して育てられるまちを目指します。

▶地域で子どもを守り育てる環境づくり(市民・事業者・行政)

新市街地と既存集落のコミュニティの調和を図り、経験豊富な地域内人材を活用しながら、 地域一体で子どもを守り育てる意識を醸成していきます。

▶地元への愛着の育成(市民・事業者)

地域で育った子どもたちが将来も住み続けたいと思えるよう、地域の人々とのふれあいや 豊かな歴史・文化に親しむ機会を充実させ、地元への愛着を育みます。

2健康福祉

▶運動と外出の機会づくりによる高齢者の健康増進(行政)

豊富な地域資源と起伏に富んだ地形を生かし、ウォーキング運動を推進するとともに、高齢者ニーズに応じた公共交通の充実により移動手段を確保することで、高齢者の運動と外出の機会を創出し、心身の健康増進を図ります。

▶三世代がいきいきと暮らす地域づくり(市民・事業者)

若年層や学生、子どもが多いことを生かし、若者が地域活動やボランティアの担い手として積極的に参加できる機会をつくるとともに、高齢者と子どもが交流し、三世代がともに支え合う地域を目指します。

3環境

▶体験活動や自然とのふれあいによる交流の促進(市民・事業者)

豊かな自然や歴史・文化的財産を交流拠点として活用し、野外活動や環境学習などの自然体験活動によって地域の魅力を再発見するとともに、人と人との交流を促進します。

▶良好な自然環境の保全と観光的利活用の調和(行政)

市民の森や物見山公園などの魅力ある自然資源については、現在の豊かな環境を保全するとともに、市民や観光客がみどりに親しむ場として多様な利活用を進めます。

4生活基盤

▶住宅の増加に対応した防犯対策の推進(市民・事業者・行政)

今後も予想される住宅の増加などの状況を踏まえながら、防犯灯の設置をはじめとする地域内の安全を高める取組を推進し、防犯対策の進んだ地域を目指します。

▶地域一体となった交通安全対策の推進(市民・事業者・行政)

高坂駅周辺の土地区画整理事業などにより、今後も地域内の交通量増加が見込まれることから、東松山警察署など関係機関と連携しつつ、地域一体で交通安全意識を高めます。

▶生活道路の整備(行政)

日常生活の利便性の向上と緊急時の安全確保のため、狭あい道路の整備を推進します。

5活性化

▶観光PRの強化と効果的な情報発信(行政)

観光客に分かりやすい案内標示の整備や観光パンフレット・マップ等の配布により地域の 持つ魅力を広く市内外へ発信します。

▶特産品の開発等による地域の魅力アップ(市民・事業者・行政)

地域で古くから伝えられる歴史のある食べ物の特産品化など、地域ならではの名産品の開発によって魅力を更に高め、地元への愛着を深めます。

▶ウォーキングを活用したにぎわいの創出(市民・事業者・行政)

地域内に点在する観光拠点をウォーキングルートによって結び、観光客の回遊性を高める ことで、にぎわいを創出します。

▶市の副次核としての都市機能の充実(行政)

土地区画整理事業の推進により、高坂駅周辺の都市機能を強化し、市の副次核の形成を図ります。



まちづくりが進むあずま町

つつじ祭り

地区別 5 野本地区

目指すべき地区の姿

美しい田園景観にいだかれた 農業と歴史のまち



野本地区の現況と問題

《現況》

- ●市の南東部に位置し、都幾川と松山地域の市街地に挟まれており、台地の裾を流れる新江川沿いには水田が広がり、北側の台地には集落が分布しています。
- ●国道 254 号、407 号のバイパス整備により、道路交通のアクセスが格段に向上し、 台地部の市道第 77 号線(旧国道 254 号)沿道には、古くから商店が立ち並んで います。
- ●埼玉県指定史跡の将軍塚古墳や、埼玉県指定の無形民俗文化財の金谷餅つき踊り等、歴史的な文化財が数多く残っています。

《問題》~地区別会議より~

- ●子どもが少ない
- ●安全に遊べる場所がない
- ●シニア層の移動手段が限られていて、買い物や通院が不便
- ●医療機関が少なく、アクセスが悪い
- ●単身世帯や自治会未加入世帯が増加している
- ●道路に自動車から投棄された吸い殻や缶が多い
- ●新江川の水質が悪化している
- ●防犯灯や防災設備が充実していない
- ●道路や公共下水道の整備が遅れている場所がある
- ●生活道路が幹線道路の抜け道として使われている
- ●農業者が減少している
- ●耕作放棄地や空き家が増加している
- ●将軍塚古墳のPRが不足している

野本地区の取組

①子ども

▶地域人材を生かした学習指導の推進(市民・事業者)

地域住民が理科実験などを教える「子ども春桂塾」の取組を継続し、地域人材を生かしつつ、体験を通じた学習指導を推進します。

▶活発な世代間交流の推進(市民・事業者・行政)

高齢者が子どもたちへ昔ながらの遊びを教えたり、子育て中の母親が中高生に乳幼児の成 長や育児について教えたりする場を設けるなどして、活発な世代間交流を推進します。

▶耕作放棄地の有効活用(市民・事業者・行政)

食育や農業への関心を高めるため、耕作放棄地を活用して、子どもたちに田植えから収穫 までの農業を体験させる活動を推進します。

2健康福祉

▶医療・介護サービスにおける利用のしやすさの向上(事業者・行政)

往診や夜間診療、より利便性の高い訪問介護サービス等を検討するとともに、医療・介護のサービスに関する分かりやすい情報の提供に努め、各種サービスの利用のしやすさの向上を目指します。

▶高齢者の外出の機会と手段の確保(市民・事業者・行政)

公共交通の充実を進めることで、高齢者の外出手段の確保に努め、サロンやボランティア 活動などに積極的に参加するよう促します。

▶高齢者が活躍できるまちの実現(市民・事業者・行政)

地域の特色を生かした運動や趣味のための拠点づくりに取り組むとともに、三世代交流の 機会を積極的に設け、高齢者が培ってきた知識や経験を発揮できるまちを目指します。

3環境

▶アユも子どもも集まるきれいな川への再生(市民・事業者・行政)

合併浄化槽の適正な維持管理と単独浄化槽から合併浄化槽への転換の推進により、きれい な川の再生に取り組みます。

▶美化活動の推進(市民・事業者)

ポピーやコスモス、菜の花、ひまわりなどの色とりどりの花を川沿いや自宅に植え、景観の美化を進めます。

▶エコ活動の推進(市民・事業者・行政)

地域の特色である豊かな自然を守るため、協働によるエコ活動を推進します。

4生活基盤

▶交通安全対策の推進(市民·事業者·行政)

危険箇所への看板設置や路面標示等によるスピード抑制の対策により、安全な通学路の確保に努めます。また、普段から隣近所との交流を増やすとともに、子どもの見守り活動や防犯パトロールなどを推進することで、地域全体の防犯・交通安全意識を高めます。

▶安全な都市基盤の整備(市民・事業者・行政)

生活環境の改善を図るための道路拡幅整備や雨水排水処理を図るための側溝整備等を進め、 災害時の避難路の確保や被害の減少に努めます。

▶空き家の有効活用(市民・事業者・行政)

防犯上・衛生上問題がある空き家の対策について、市民・事業者・行政が協働して研究を 進めます。

5活性化

▶さくらの里づくり(市民・事業者)

さくらの里づくり活動により地域住民のつながりを深めるとともに、「桜まつり」等の開催 を通じて、さくらによるまちづくりを進めます。

▶点在する観光スポットの一体的なPR(事業者・行政)

将軍塚古墳や東松山農産物直売所、さくらの里を有機的に結び、一体的な観光PRを進めることにより、地域全体の魅力を高めます。

▶いきいきとした地域活動の推進(市民・事業者・行政)

子どもから高齢者まで多くの人が集う地域拠点として、市民活動センターの改修を進めるとともに、地域の歴史再発見など新たな活動に取り組み、活性化につなげます。





り 野本地区の田園風景

野本の鯉のぼり

地区別6 高坂丘陵地区

目指すべき地区の姿

豊かな自然と良好な住環境の中で 人々の交流が育まれるまち



高坂丘陵地区の現況と問題

《現況》

- ●市南部の丘陵地帯に位置し、土地区画整理事業により、道路や公共下水道、公園 などのインフラ施設が計画的に整備され、良好な住環境が形成されています。
- ●豊かな自然環境に恵まれており、歩道や公園も整備されていますが、丘陵地帯で あることから階段や坂が多く、高齢者の日常生活への支障が懸念されています。
- ●若い世代の転入や世代交代が進まず、少子高齢化が急速に進んでいます。

《問題》~地区別会議より~

- ●子どもの数が少ない
- ●子どもが過ごせる施設・場所が少ない
- ●階段等の段差が多い
- ●高齢者の移動手段が限られている
- ●地域活動の若い担い手が不足している
- ■運動や交流の拠点として集まれる場所が少ない
- ●公園や緑地は多いが、住民が利用するための設備が少ない。
- ●樹木の管理が大変である
- ●防犯灯が少ない
- ●世代交代が進んでいない
- ●空き家が増加している
- ■店舗や病院が少ない
- ●他の地区との交流が少ない

高坂丘陵地区の取組

①子ども

▶地域全体で子どもを育てる環境づくり(市民・事業者)

あいさつ運動を奨励するなど、地域全体で子どもを見守り育てる環境づくりを進めるとと もに、祭りなどのイベント内容の工夫や声かけなど、若い人が参加しやすい雰囲気づくりに 努め、地域住民同士の連携を深めます。

▶特徴ある教育体制(行政)

教育内容やイベントについて小・中学校の連携を深め、将来的には小中一貫教育の実現を 見据えた学校の活性化を進めます。

▶三世代同居及び近居の推進(市民・事業者・行政)

空き家の有効活用などにより、子どもが大人になっても地域に住み続けられる環境整備に 取り組み、三世代同居及び近居を推進します。

2健康福祉

▶支え合いの地域づくり(市民・事業者)

若い人や団塊世代など幅広い住民に地域活動の必要性を理解してもらえるよう努めるとと もに参画を促し、また隣近所での声掛けや高齢者の見守り活動を充実させ、住民同士が支え 合う地域を目指します。

▶地域活動の拠点づくり(市民・事業者・行政)

地域活動の拠点として市民活動センターの機能を強化するとともに、既存施設を活用した 健康づくりや地域活動の活性化を推進します。

▶地域の課題を地域で解決できる仕組みづくり(市民・事業者・行政)

周辺の大学等と連携した生活支援システムの構築や、地域内の多様な社会資源により高齢 者や障害者、子育て家庭などを支える仕組みづくりを進めます。

3環境

▶豊かな自然環境の維持(市民・事業者・行政)

現在の豊かな自然を大切にし、将来にわたり維持していきます。

▶豊かな自然に親しむための取組の推進(行政)

地域内の公園や豊かな自然を生かした市民活動をPR・応援することにより、地域の人が より自然に親しみを持てる取組を推進します。

4生活基盤

▶高齢者に対応した地域づくり(行政)

道路や施設の段差解消に努めるとともに、公共交通の更なる充実により高齢者の移動手段 の確保に努めます。

▶地域コミュニティの強化(市民・事業者)

隣近所との交流を増やすことで、日常生活において気軽に助け合える関係を築くとともに、 地域における様々な取組への参加を促します。

▶若い世代の転入促進(市民・事業者・行政)

空き家を有効に活用するほか、地区の魅力をPRすることで若い世代の転入を促進します。

⑤活性化

▶住民交流の活発化(市民・事業者)

インターネットを活用した地域の情報、イベント、各種活動等の発信を通じて住民同士の 交流の活発化を図るとともに、イベントの開催等を通じて他の地区との連携を推進します。

▶良好な住環境に配慮した活性化の推進(行政)

良好な住環境に配慮しながら、住宅の改築等に柔軟に対応できるようにするため、地区計画の見直しを検討します。

▶空き家の活用による多様な暮らしの推進(市民・事業者・行政)

空き家の活用を推進し、多世代居住など多様な暮らし方に対応することで、定住人口の増加を図ります。



高坂丘陵地区の街並み

松風公園

地区別 7 平野地区

目指すべき地区の姿

梨の里と良好な住環境が調和する みどり豊かなまち



平野地区の現況と問題

《現況》

- ●市の北部地域に位置し、東側に住宅団地や土地区画整理事業によって整備された 大規模な住宅地があり、良好な住環境が形成されています。
- ●西側には、住宅や農地が広がり、中央部には本市の特産である梨を栽培する果樹 園があります。
- ●豊かな自然環境に恵まれた地域で、中央には市民活動センターと地区体育館があり生涯学習や生涯スポーツ、コミュニティ活動の拠点となっています。

《問題》~地区別会議より~

- ●子どもの数が減少している
- ●子どもが遊べる身近な公園や広場などが少ない
- ●通学路が狭くてガードレールがない
- ●住宅が点在しているため、子どもの安全を守るための見守り活動の充実が必要
- ●保育施設が少ない
- ●地域活動を支える担い手が不足し、高齢化が進んでいる
- ●高齢者の増加により災害時の避難が難しい
- ●路線バスが少なく、公共交通が不便
- ●歩道の整備がされていない箇所が多く、歩けるコースがない
- ●川の環境や水質が悪く、川遊びや魚釣りを楽しめない
- ●耕作放棄地など雑草や樹木が繁茂している箇所がある
- ●管理されていない空き家がある

平野地区の取組

①子ども

▶子どもの見守り活動の充実(市民・事業者)

見守り活動を推進することにより、子どもの登下校の安全確保に努めます。また、挨拶を通して地域の交流意識や地域全体で子どもを育てるという意識を深めます。

▶伝統行事の継承(市民・事業者)

地域独自の伝統芸能やお祭り等の地域行事に、子どもの頃からの参加を促進し、地域への 愛着や誇りを育みます。

▶体験活動の推進(市民・事業者・行政)

子どもや親子連れが参加できる梨の農業体験など自然とふれあう機会を増やし、外遊びを 楽しむ子育てを推進します。

2健康福祉

▶健康づくりといきがいづくり(市民・行政)

ハッピー体操の普及などにより、身体を動かす機会を提供するとともに、趣味や特技を生かした活動を充実させることで、高齢者の健康づくりといきがいづくりにつなげていきます。

▶みんなが活躍できるコミュニティづくり(市民・事業者)

地域活動の拠点である市民活動センターや地区体育館を活用し、高齢者と他の世代の交流 を活発にし、高齢者がいきいきと活動できるコミュニティづくりを推進します。

▶高齢者の見守り活動の推進(市民・事業者・行政)

地域ぐるみで高齢者を見守る取組を推進し、地域住民の支え合いによる高齢者が住みやすい地域づくりに努めます。

3環境

▶花・歩・梨(かほり)プロジェクトによる花のまちづくり(市民・事業者・行政)

滑川沿いにヒガンバナを植える花・歩・梨(かほり)プロジェクトや、四季の草花を育てる花いつぱい運動を通じて、地域の交流を深めながら、花があふれるまちづくりを推進します。

▶豊かな自然環境の維持(市民・事業者・行政)

繁茂した樹木等の伐採や耕作放棄地の解消を図り、豊かな自然環境の維持に努めます。

▶適正な汚水処理の推進(市民・事業者・行政)

適正な汚水処理を推進することにより、環境衛生の向上と河川水質の浄化を目指します。

4生活基盤

▶市内主要施設へのアクセスの向上(市民・事業者・行政)

バス停付近に駐輪場の設置を検討するなど自転車による交通の利便性の向上や公共交通の 充実を図り、地域と市内主要施設のアクセスの向上に努めます。

▶交通安全対策の実施(市民・事業者・行政)

ゾーン30などの交通安全対策を周知するとともに、自動車や自転車の運転マナーの向上 に取り組みます。

▶災害時の避難体制の確立(市民・事業者・行政)

防災訓練や防災備蓄に関する周知を行うとともに、平常時から自己備蓄や地域の特性に応じた避難体制の確立に努めます。

▶安全に通える通学路の実現(行政)

子どもたちが安全に通学できるよう、通学路の安全対策を進めます。

⑤活性化

▶特産の梨を活用する取組の推進(市民・事業者・行政)

梨狩り遠足、梨狩り体験などを地域の観光資源として積極的にPRするとともに、梨を活用した新たな商品開発を進めます。

▶地域の愛着を深める活動の充実(市民・事業者)

市民活動センターや地区体育館を拠点とした、体育祭やお祭りなどの地域活動を活発にし、幅広い世代の交流を促します。

▶自然豊かなウォーキングルートのあるまち(市民・事業者・行政)

滑川の桜を中心としたウォーキングコースを検討し、周辺地区とも連携したイベントの開催を通じて魅力を発信します。

▶空き家活用による住民交流の促進(市民・事業者・行政)

子育て世代や多世代居住に対応した空き家活用を推進し、転入や定住化を促進します。





殿山町の街並み

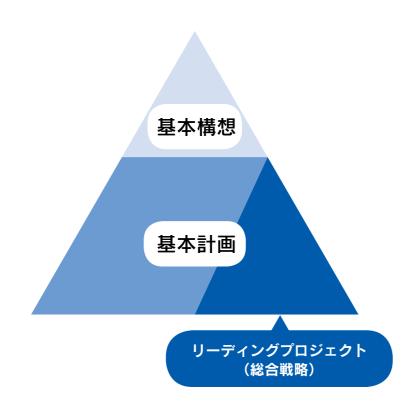
東平の観光型農園

前期基本計画

リーディングプロジェクト

国は平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、都道府県及び市町村に 平成27年度中に地方版総合戦略を策定することを求めています。総合戦略の計画期間は平成27年度から平成31年度(2019)までの5年間とされており、前期基本計画の計画期間とほぼ一致することから、総合戦略を本計画におけるリーディングプロジェクトとして位置付けます。総合戦略に基づき、人口減少や少子高齢化などの問題への対応を進め、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

【総合計画とリーディングプロジェクト(総合戦略)の関係】



資料編

The Fifth Comprehensive Plan of Higashimatsuyama City

1

策定経過



〈平成26年度〉

明州口	内容	市民・議会・審議会との関わり			Ėф
開催日	M ···	市民	議会	審議会	庁内
5月8日	基本構想等策定プロジェクト会議(第1回)				0
5月20日	東松山市基本構想審議会(第1回)			0	
7月18日	東松山市基本構想審議会(第2回)			0	
8月	庁内意識調査				0
9月4日	基本構想等策定プロジェクト会議(第2回)				0
9月26日	基本構想等策定プロジェクト会議(第3回)				0
11月21日	東松山市基本構想審議会(第3回)			0	
2月9日	基本構想等策定プロジェクト会議(第4回)				0
2月14日	東松山市☆未来を語る市民会議(第1回)	0			
3月15日	東松山市☆未来を語る市民会議(第2回)	0			
3月19日	市議会全員協議会		0		
3月25日	東松山市基本構想審議会(第4回)			0	

〈平成27年度〉

4月23日	行政パートナー全体会議	0			
5月1日	基本構想等策定プロジェクト会議(第1回)				0
5月14日	地区別会議(松山地区)	0			
5H14H	市議会全員協議会		0		
5月24日	地区別会議(高坂丘陵地区)	0			
5月27日	地区別会議(高坂地区)	0			
5月29日	東松山市基本構想審議会(第1回)			0	
6月2日	地区別会議(平野地区)	0			
6月5日	地区別会議(野本地区)	0			
6月13日	地区別会議(大岡地区)	0			
6月24日	市議会全員協議会		0		
6月25日	基本構想等策定プロジェクト会議(第2回)				0

開催日	内容	市民・議会・審議会との関わり			庁内
が住口	PH	市民	議会	審議会	73 173
6月29日	地区別会議(唐子地区)	0			
7月10日	市長懇談会兼地区別計画説明会(野本地区)	0			
7月18日	市長懇談会兼地区別計画説明会(高坂丘陵地区)	0			
7月21日	東松山市総合計画審議会(第2回) ※7月より総合計画審議会に名称変更			0	
7月22日	市長懇談会兼地区別計画説明会(平野地区)	0			
7月24日	市長懇談会兼地区別計画説明会(高坂地区)	0			
7月28日	東松山市☆未来を語る市民会議(中学生)	0			
7月29日	市長懇談会兼地区別計画説明会(大岡地区)	0			
7月30日	市長懇談会兼地区別計画説明会(唐子地区)	0			
7月31日	東松山市総合計画審議会(第3回)			0	
8月3日	市議会まちづくり協議会(第1回)		0		
0868	市長懇談会兼地区別計画説明会(松山地区)	0			
8月6日	東松山市総合計画審議会(第4回)			0	
8月20日	東松山市総合計画審議会(第5回)			0	
0HZ0D	市議会まちづくり協議会(第2回)		0		
8月22日	市民説明会(松山①·大岡·平野地区)	0			
8月23日	市民説明会(松山②·唐子·高坂·野本地区)	0			
8月28日	市議会まちづくり協議会(第3回)		0		
8月29日	市民説明会(高坂丘陵地区)	0			
9月10日	市議会まちづくり協議会(第4回)		0		
9月16日	東松山市総合計画審議会(第6回)			0	
9月18日	市議会まちづくり協議会(第5回)		0		
9月25日~ 10月15日	パブリックコメント実施	0			
10月22日	東松山市総合計画審議会(第7回)【諮問】			0	
10月27日	市議会まちづくり協議会(第6回)		0		
10月28日	東松山市総合計画審議会(第8回)【答申】			0	
11月27日	市議会12月定例会に提出(総務委員会へ付託)		0		
12月7日	市議会総務委員会において審査、原案可決		0		
12月18日	市議会本会議において議決		0		

2

東松山市総合計画審議会

1 東松山市総合計画審議会への諮問書

東松政発第1022001号 平成27年10月22日

東松山市総合計画審議会 会長 鷺 澤 義 明 様

東松山市長 森 田 光 一

第五次東松山市総合計画(案)について(諮問)

東松山市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別冊の「第五次東松山市総合計画(案)」について、貴審議会の答申を求めます。

2 東松山市総合計画審議会からの答申書

東松総計発 第1号 平成27年10月28日

東松山市長 森 田 光 一 様

東松山市総合計画審議会 会長 鷺 澤 義 明

第五次東松山市総合計画(案)について(答申)

平成27年10月22日付東松政発第1022001号で諮問のあった第五次 東松山市総合計画(案)については、慎重審議の結果、原案は適切であると認め、 ここに答申いたします。

なお、答申に当たって、別紙のとおり付帯意見・要望を提出いたします。

付帯意見・要望

本格的な人口減少と少子高齢化の到来、安心・安全意識の高揚、地方創生に代表される国と地方の関わり方の見直し、高度情報化の進展やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化など、市を取り巻く社会・経済情勢はあらゆる面で大きな転換期にあります。このような中、長期的な展望のもと、「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」を将来像として掲げる総合計画を策定し、まちづくりを進めていくことは極めて意義のあるものと考えます。また、審議会を通じて将来像の実現には、行政はもとより、市民や事業者が主役となるまちづくりが重要であることを改めて強く認識したところです。

今回の計画では公募による市民会議や市内7地区のハートピアまちづくり協議会を中心とする市民との議論を経て、市民の意見を反映しながら「地区別将来像」を基本構想に掲げ、その実現のために基本計画で「地区別計画」を策定するなど、協働のまちづくりの姿勢を明確にしています。また、基本施策ごとに担当課を明示するとともに、分野別テーマごとに目指すべきまちの姿と、その成果を図る目標を設定するなど、課題解決に向けて着実に取り組んでいく姿勢が評価できます。

今後の「第五次東松山市総合計画(案)」の推進に当たっては、本計画が真に市民 や事業者のための計画となるよう、以下の点に留意しつつ諸施策に取り組まれます よう付帯意見・要望を提出します。

①計画の周知について

本計画は、市民や事業者とともに推進することで、最大の効果を発揮できるものと考えます。本計画を市民や事業者へ広く周知するとともに、理解と協力を求め、計画を推進するよう努められたい。

②人口減少を踏まえたまちづくりの推進について

人口減少を前提としたまちづくりが求められています。限られた財源・人的資源 を有効活用し、効率的・効果的な行政運営を進められたい。また、施策は相互に関 連していることから、分野横断的に連携を図りながら取り組むよう努められたい。

③実効性の確保と適切な進捗管理について

総合計画は実効性を伴う必要があります。基本計画で定めた目標を中心として PDCA サイクルを活用し、適切な進捗管理に努められたい。

④計画の柔軟な見直しについて

社会・経済情勢の変化が加速する中、本計画が形骸化することがないよう、計画 期間中であっても時代や状況の変化に応じて柔軟に計画を見直すよう努められたい。

3 東松山市総合計画審議会条例

昭和41年条例第 6号 最終改正 平成27年条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、東松山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定める ことを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、東松山 市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 総合計画 市におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画からなる最上位の計画をいう。
 - (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための市における基本的な構想をいう。
 - (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

(組織)

- 第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。
 - 2 委員は、次に掲げるもののうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、 市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者 12人
 - (2) 公募による市民 3人

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 2 会長は、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。
 - 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

- 第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
 - 2 委員が属する部会は、会長が指名する。

- 第8条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
 - 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第9条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。
 - 2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。
 - 3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合計画を主管する課において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

東松山市総合計画審議会委員

市民参画の概要



(敬称略)

		(敬称略)
	氏名	役職等
会長	鷺澤 義明	元東松山市議会議長
副会長	小峰 良介	東松山市都市計画審議会会長
	江森 由美子	民生委員·児童委員 (平成27年6月30日まで)
	笠原 剛	新屋敷ホタルの里づくり推進委員会委員長
	桂和仁	武蔵丘短期大学健康スポーツ専攻准教授 (平成27年6月30日まで)
	加藤 貴文	元(社)比企青年会議所副理事長 (平成27年6月30日まで)
	齊藤 三千子	高坂地区民生委員·児童委員協議会副会長
第一号委員 知識経験者	鈴木 栄治	経営コンサルタント (株)システムプランニング代表取締役
	須藤・勇	元比企広域消防本部消防長
	玉木 啓一	武蔵丘短期大学健康スポーツ専攻教授
	永井 久美子	東松山子育てねっと代表
	新納 豊	大東文化大学国際関係学部長
	細井 淑子	(学)東松山学園理事長・松山幼稚園園長 (平成27年6月30日まで)
	森田 義政	J A 埼玉中央青年部委員長
	松本 公明	東松山市環境審議会委員
	谷田貝 和幸	(社)比企青年会議所理事長
	荒木 義行	公募委員 (平成27年6月30日まで)
第二号委員	石塚 きぬ	公募委員
公募 	江野 利平	公募委員
	中島 栄次	公募委員

市民意識調査

趣旨	市政推進に当たり、市民の市政についての意見や要望を幅広く調査し、まちづくりに役立て ていくため市民意識調査を実施しました。
調査期間	平成25年7月22日(月)~8月9日(金)
調査対象	市内に居住する満20歳以上の男女
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
配布数	2,000
有効回収数	1,233

東松山市☆未来を語る市民会議

趣旨	市民の視点からまちづくりの現況や課題を抽出するため、本市では初めての試みとなる「無作為抽出による参加の呼びかけ(市内在住1,000名)」に応じていただいた市民と市民会議を開催しました。
実施日	第1回 平成27年2月14日(土) 第2回 平成27年3月15日(日)
参加者数	21名





第1回市民会議

第2回市民会議

※役職は就任時

146

東松山市☆未来を語る市民会議 意見集約結果

1 健康長寿

2 活性化

健康長寿	地域医療/ 市民病院	地域福祉	産業振興	農業	観光
・高齢者の心身の 健康増進 ・健康への意識づくり ・高齢者の自己実現の 場づくり	・市民病院のさらなる 充実 ・医療強化 ・医療強化 ・医療の環境 ・医療の発 ・医療の充実 ・予防医療の推進 ・適切のを ・適切のと ・適切のと ・適切のと ・適切のと ・適切のと ・適切のと ・適切のと ・適切のと ・適切のと ・適切のと ・適いのと ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	 ・行政と地域の 連携強化 ・支えあう地域 づくり ・福祉サービスの マッチング ・福祉分野と他分野の 連携推進 	・将来像を明確に した計画的な まちづくり ・人口の維持 ・賑わいの創出 ・交流人口の増加 ・強みを生かした 産業誘致の推進	・地元農産物の ブランド化 ・販売方法の多様化 ・農業従事者の確保 ・地産地消の推進 ・土地利用計画の 再考 ・適地適作の推進	 ・資源の有効活用 ・ウォーキングとの連携 ・観光資源の連携強化 ・戦略的なPR活動 ・みどりと自然の活用

10年後のありたい姿は?

3 子ども

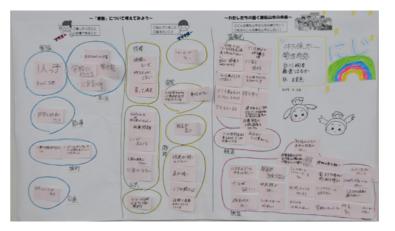
4 環境

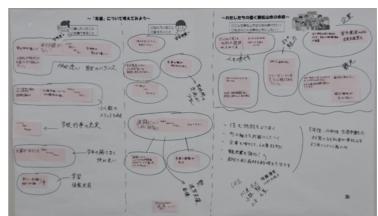
5 安心安全

歩 (スポー	育 ツ教育)	エコタウン (省エネ・創エネ)		防災・	交通安全
・運動に親し ・学校との連 ・スポーツ環は	男の強化	・創工ネの推進・省エネの継続的な取・創エネ、省エネに 対する普及啓発 (使わないことを含める・災害に強いまちづく)	3)	・防犯に関する 設備の充実・防犯意識が高い まちづくり	・交通安全に向けた インフラなどの整備 ・交通安全意識の啓発
子育て支援	学校教育	癒しの空間	環境	防災・減災	都市基盤
独自の子育でしかすい環境づくり 子育で関連施設の整備と利用促進 子育で支援体制 の強化 子どもの夜間医療 の充実	・教師の資質向上 ・社会性が 身につく教育 ・地元愛を育てる教育 ・学校と親の相互理解の確立 ・子どもの整備 ・学校給食の充実	・公園の計画的な整備 ・里山・緑地・水の保全 ・市民活動の推進による活性化 ・災害対策可能な緑地・公園の活用	 ・地球温暖化の 取組・対策の充実 ・ごみの減量と リサイクルの推進 ・水環境の改善 ・環境に対する 普及啓発 ・臭気に対する対策 	・具体的かつ迅速な情報の提供・役割分担の明確化・災害に強いインフラ整備・災害に対する備えの充実	・駅周辺の快適化 ・インフラの 計画的な更新 ・緑や公な配置とがある土地利用の 推進 ・魅力あるまちづくり ・若年世くくり ・すべての世代が暮らし やすいまち

3 東松山市☆未来を語る市民会議(中学生)

趣旨	未来を担う中学生に身近なテーマを通じて、柔軟な発想でまちづくりの提案をしてもらう ことを目的に市内の中学生と市民会議を開催しました。
実施期間	平成27年7月28日(火)
参加者数	16名







話し合いの様子



中学生による発表の様子

意見集約結果

4 地区別会議

趣旨	それぞれの地区で抱える問題を抽出し、それに対応した特色あるまちづくりを進めるため、 地区ごとに地区別会議を開催しました。会議では分野ごとに班に分かれ、KJ法を使い自由に 意見を出し合っていただきました。			
実施期間	平成27年5月14日(木)~平成	以27年6月29日(月)		
参加者数	244名			
	松山地区	5月14日(木)	60名	
	大岡地区	6月13日(土)	17名	
	唐子地区	6月29日(月)	50名	
実施概要	高坂地区	5月27日(水)	39名	
	野本地区	6月5日(金)	36名	
	高坂丘陵地区	5月24日(日)	22名	
	平野地区	6月2日(火)	20名	



抗丘陸地区





野本地区 唐子地区

5 地区別計画説明会(市長懇談会)

趣旨	地区別会議での意見を基に整理した地区別計画に関する説明会を、市長懇談会とあわせて実施しました。				
実施期間	平成27年7月10日(金)~平成	以27年8月6日(木)			
参加者数	225名				
	松山地区	8月6日(木)	58名		
	大岡地区	7月29日(水)	21名		
	唐子地区	7月30日(木)	35名		
実施概要	高坂地区 7月24日(金)		34名		
	野本地区	7月10日(金)	38名		
	高坂丘陵地区	7月18日(土)	20名		
	平野地区 7月22日(水) 19名				





享振#

6 市民説明会

趣旨	幅広く市民から意見を聴取するために各地区で市民説明会を開催しました。			
実施期間	平成27年8月22日(土)~平成	成27年8月29日(土)		
参加者数	63名			
	松山地区①	8月22日(土)	3名	
	松山地区②	8月23日(日)	35名	
	大岡地区	8月22日(土)	4名	
実施概要	唐子地区	8月23日(日)	2名	
关肥似安	高坂地区	8月23日(日)	3名	
	野本地区	8月23日(日)	3名	
	高坂丘陵地区	8月29日(土)	6名	
	平野地区	8月22日(土)	7名	





松山地区

7 パブリックコメント

趣旨	市民から広く意見を募るため、第五次東松山市総合計画(案)に対するパブリックコメントを実施しました。	
実施期間	平成27年9月25日(金)~平成27年10月15日(木)	
実施概要	政策推進課窓口、各市民活動センター及び各図書館で閲覧に供するとともに、ホームページ でも意見を募集しました。	
提出件数	43件(3名)	

総合計画策定チーム



庁内プロジェクトメンバー

役職	氏名
秘書室秘書課長	中嶋和則
秘書室広報広聴課長	柳沢 知孝
総務部管財課長	杉山 正剛
総務部情報システム課長	野地 一彦
政策財政部財政課長	高荷和良
環境産業部商工観光課長	三村和之
地域生活部副参事兼地域活動支援課長	小林 強
健康福祉部次長	山田 昭彦
健康福祉部高齢介護課長	小柳 直樹
都市整備部まちづくり住宅課長	成川 忠男
建設部道路維持課長	岩田 巧
市民病院事務部次長	原徹
教育部次長	黒田健
教育部学校教育課長	塩原 憲孝

※役職は就任時

第五次東松山市総合計画

平成28年4月発行

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町 1-1-58

東松山市役所

TEL 0493-23-2221(代表)

URL http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/

